

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年10月15日

(平成23年度決算)

(農林水産部・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年10月15日(月曜日)

午前10時0分開議
 午前11時24分休憩
 午前11時29分開議
 午後0時17分休憩
 午後1時16分開議
 午後2時6分休憩
 午後2時13分開議
 午後2時37分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第32号 平成23年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 平成23年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 平成23年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 平成23年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成23年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成23年度熊本県就農支援資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 井手 順 雄
- 副委員長 池田 和 貴
- 委員 西岡 勝 成
- 委員 荒木 章 博
- 委員 重村 栄
- 委員 佐藤 雅 司
- 委員 西 聖 一
- 委員 早田 順 一
- 委員 浦田 祐三子
- 委員 高野 洋 介
- 委員 東 充 美
- 委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

- 部長 真崎 伸 一
- 政策審議監 出田 貴 康
- 商工労働局長 森 永 政 英
- 新産業振興局長 高口 義 幸
- 観光経済交流局長 松岡 岩 夫
- 首席審議員兼
- 商工政策課長 木村 敬
- 商工振興金融課長 伊藤 英 典
- 労働雇用課長 大谷 祐 次
- 産業人材育成課長 古森 美津代
- 産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
- エネルギー政策課長 山下 慶一郎
- 企業立地課長 渡辺 純 一
- 観光課長 小原 雅 晶
- 首席審議員兼国際課長 山内 信 吾
- くまもとブランド推進
- 課長 坂本 孝 広

農林水産部

- 部長 福島 淳

理事兼経営局長 梅 本 茂
 政策審議監 豊 田 祐 一
 生産局長 渡 辺 弘 道
 農村振興局長 田 上 哲 哉
 森林局長 藤 崎 岩 男
 水産局長 鎌 賀 泰 文
 農林水産政策課長 国 枝 玄
 首席審議員兼
 団体支援課長 吉 田 國 靖
 農地・農業振興課長 船 越 宏 樹
 担い手・企業参入支援
 課長 田 中 純 二
 流通企画課長 板 東 良 明
 むらづくり課長 小 柳 倫 太 郎
 農業技術課長 松 尾 栄 喜
 農産課長 山 中 典 和
 園芸課長 野 口 法 子
 首席審議員兼畜産課長 平 山 忠 一
 農村計画課長 荻 野 憲 一
 技術管理課長 緒 方 秀 一
 農地整備課長 大 石 二 郎
 首席審議員兼
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 岡 部 清 志
 森林保全課長 本 田 良 三
 水産振興課長 平 岡 政 宏
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人
 全国豊かな海づくり
 大会推進課長 平 山 泉

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 東 泰 治
 会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則
 監査監 藤 本 耕 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
 議事課課長補佐 上 野 弘 成

午前10時0分開議

○井手順雄委員長 それでは、全員おそろい
 ですので、ただいまから第3回決算特別委員
 会を開会いたします。

本日は、初めに農林水産部の審査を行い、
 その後、午後1時5分から商工観光労働部の
 審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行
 います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括し
 て質疑を受けたいと思います。

初めに、農林水産部長から総括説明を行
 い、続いて担当課長から順次説明をお願いい
 たします。

○福島農林水産部長 農林水産部長の福島で
 ございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げ
 ます。

平成23年度決算の説明に先立ちまして、前
 年度の決算特別委員会において、施策推進上
 改善または検討を要するものとして御指摘の
 ありました事項のうち、農林水産部関係の事
 項について、その後の措置状況を御報告いた
 します。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通
 事項として、「収入未済の解消については、
 適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成
 果も上がりつつあるが、歳入の確保等の観点
 から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴
 収促進に努めること。」、また、農林水産部の
 事項としまして、「鳥インフルエンザや口蹄
 疫などの家畜伝染病問題については、家畜伝
 染病予防法の改正も踏まえて、引き続き未然
 防止、検査体制、防疫体制の強化など必要な
 措置を講じること。」との御指摘がございま
 した。

収入未済の解消のための取り組みとして、

まず、農林水産部として、一昨年12月に農林水産部未収金対策会議を立ち上げ、各課における取り組みの現状及び課題の把握並びに今後の取り組み方針を検討いたしました。

その中で、督促や担保の強化、計画的に返納していただくための分納計画の策定に力を入れてまいりました。また、収納が見込めないものについては、滞納処分や不納欠損処分を実施するなど部を挙げて取り組んだことで、平成23年度末の未収金総額は、平成22年度末の未収金総額と比較して1,800万円減の成果が見られました。

今後、引き続き債権管理を徹底して、収入未済の解消に取り組んでまいります。

次に、家畜伝染病に対する取り組みとして、農場における疑わしい症状の早期発見、早期通報のため、鶏、牛、豚を飼養する全農家に対し、鳥インフルエンザ、口蹄疫の症状がある家畜の写真を配布し、臨床症状を周知するとともに、毎月20日を家畜防疫の日と制定して、消毒等の農場管理の徹底を図りました。

これらの取り組みにより、疑わしい症状がある事例について農家等から迅速に通報されるなど、早期発見、早期通報、消毒等の農場管理が徹底されました。

また、悪性家畜伝染病の病性鑑定等に対する検査機器を増設して検査体制の整備を図るとともに、家畜伝染病予防法の改正等を踏まえ、鳥インフルエンザ及び口蹄疫防疫マニュアルの改訂を行い、平時及び有事の際の防疫対策の手順及び体制を整備いたしました。

家畜伝染病が発生した場合、農家被害だけでなく、社会全体に大きな影響を及ぼすこととなりますので、引き続き防疫の徹底にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成23年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、一般

会計、特別会計合わせまして収入済み額は377億1,900万円余で、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

収入未済額は2億7,549万2,000円及び不納欠損額は422万6,000円でございます。

次に、歳出決算でございます。

一般会計、特別会計合わせまして予算現額807億8,000万円余に対し、支出済み額622億9,000万円余で、77.1%の執行率となっております。

翌年度への繰越額は164億6,000万円余で、前年度の繰越額より約9億5,000万円増加しておりますが、これは主に国の4次補正に係る農業強化策を講じるために予算を追加計上したことによるものです。

また、不用額は20億1,000万円余でございますが、これは、補助事業等における要望額の減等による事業量の減少や経費節減等による執行残、林業改善資金などの各種貸付金において、貸付金枠に対し需要が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の資料、決算特別委員会説明資料及び附属資料に従いまして、平成23年度の歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

まず、説明資料のほうの1ページをごらんください。

こちらは決算の総括表でございます。左側に歳入、右側に歳出を記載してございます

が、内容につきましては、ただいま部長のほうから総括的な説明がございましたので、総括表の説明としては省略させていただきます。

続きまして、資料2ページをごらんください。

こちらから農林水産政策課本課分と、それから当課で所管しております農林水の各研究機関の決算についての御説明でございます。

まず、2ページ、使用料のうち上から4段目、農業公園使用料でございますけれども、38万円余の収入未済額がございます。この未収金につきましては、後ほど別冊の附属資料におきまして説明をさせていただきます。なお、説明につきましては、予算現額と収入済み額、右から4番目の欄ですが、この額の大きいものについて説明をさせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

下から2段目の農畜産物売払収入につきまして、予算現額に対しまして収入済み額が1,700万円余の増額となっております。これは農業研究センターにおける生乳の出荷量の増及び肥育素牛など牛の市場価格の変動に伴う増でございます。なお、当課関係としまして、不納欠損はございません。

続きまして、8ページをお願いいたします。

こちらから当課関係、歳出に関する御説明でございます。

8ページ中段の農業総務費でございますけれども、不用額1,552万円がございます。これは備考欄にありますとおり、人件費の執行残でありますとか、それから経費節減による執行残によるものでございます。

同様に、次の9ページ、上段の農業研究センター費、これは農業関係ですが、こちらで4,332万円余。同じく、下段の農業研究セン

ター費、これは畜産関係です。これは不用額326万円余。続きまして、10ページ、下段の林業研究指導所費、こちらで853万円余。また、次11ページでございますけれども、下段の水産研究センター費におきまして1,671万円の不用額がございます。これらは、いずれも人件費や経費節減による執行残によるものでございます。水研センター費におきましては、入札残もございました。

次に、別冊の附属資料のほうをお願いいたします。

初め、繰越事業の説明がございますが、当課関係はございません。

33ページをお願いいたします。

冒頭に、さっきちょっと御説明いたしました農業公園使用料につきましての収入未済に関する御説明でございます。

昨年度末におきまして、38万円余の収入未済額がございました。これは農業公園内にあるレストランの使用許可を受けておりました者の経営悪化により滞納が生じておるものでございます。

一番下の段に未収金対策として記述しておりますが、分納誓約書を徴しまして、毎月職員が未納者宅を訪問して納入の確保をしております。なお、10月現在では29万円余まで縮減しております。引き続き、未収金の早期回収に向けまして、適正に管理をまいります。

続きまして、43ページをお願いいたします。

財産処分に関する御説明でございます。

当課が所管しております球磨農業研究所に係る土地につきまして、一部売り払いがございました。これは隣接するあさぎり町の町道拡張用地の対象となったものでございます。有償により、このとおり売却をしております。

農林水産政策課は以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課長の吉田でございます。

本年度、定期監査での公表事項はございません。

次に、お手元の説明資料に沿って主な事項について説明をさせていただきます。資料12ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

歳入につきましては、12ページから15ページまででございます。まず、12ページをお願いいたします。

中段から始まります諸収入について御説明いたします。

貸付金の元利収入でございますが、12ページから飛ばしまして、13ページの5段目の農業経営改善促進資金貸付金回収金について、予算現額と収入済み額との比較で3,408万円余の減となっております。本貸付金は、年度内に貸し付けたものを年度末に回収するという条件で貸し付けておりますものでございまして、主に当初の貸し付け見込み額に対しまして実際の貸付額が下回り、結果として収入済み額も減額となったものでございます。

1段跳びまして、漁協金融円滑化貸付金回収金に1,730万円の収入未済額がございます。収入未済額につきましては、後ほどまとめて附属資料で御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1段目の農業改良資金貸付金回収金に、242万円の不納欠損額と3,960万円余の収入未済額がございます。これも後ほどまとめて御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。歳出につきましては、16ページから23ページまででございます。主なものについて御説明いたします。

16ページ、最下段の農業金融対策費の不用額5,031万円余については、備考欄の事業の概要にあります各種資金におきまして、貸し

付け実績が当初の需要見込みを下回ったことによる執行残でございます。

17ページをお願いいたします。

1段目の農業協同組合指導費の不用額203万円につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の林業振興指導費の不用額140万円余につきましては、主に経費節減による執行残でございます。

18ページをお願いいたします。

2段目の水産業総務費の不用額106万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

3段目の水産業協同組合指導費の不用額126万円余につきましては、主に事務経費節減による執行残でございます。

19ページをお願いいたします。

次に、林業改善資金特別会計について御説明いたします。

まず、歳入でございます。不納欠損はございません。

2段目の繰越金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で3億4,000万円余の増となっております。本特別会計におきましては、前年度貸し付け残となった不用額につきまして、全額翌年に繰り越すという仕組みになっておりまして、貸し付け残である不用額が見込みより大きくなったために生じたものでございます。

諸収入で3段目の林業・木材産業改善資金貸付金償還元金について、2,989万円余の収入未済額がございます。これにつきましても、後ほど説明いたします。

また、これにつきましては、予算現額と収入済み額との比較で3,612万円の減となっておりますが、これは主に収入未済額の発生によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から2段目の林業・木材産業改善資金助

成金の不用額2億8,000万円余につきましては、林業者の資金需要が見込み額を下回ったためでございますが、これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

22ページをお願いいたします。

最後に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

まず、歳入でございます。不納欠損はございません。

2段目の繰越金について、予算現額と収入済み額との比較で3億1,000万円余の増となっております。これにつきましては、先ほどの林業・木材産業改善資金と同じ内容でございます。貸し付け残である不用額が見込みより大きくなったために生じたものでございます。

下から2段目、諸収入の中で沿岸漁業改善資金貸付金償還元金について、1,106万円余の収入未済がございます。これも後ほど説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

沿岸漁業改善資金助成金の不用額852万円余については、漁業者の資金需要が見込みを下回ったものでございますが、これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、附属資料34ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済金について御説明を申し上げます。

団体支援課の収入未済につきましては、34ページから35ページにかけ、23年度歳入決算の状況を表で示しておりますように、一般会計において、漁協金融円滑化貸付金と農業改良資金貸付金、特別会計で林業・木材産業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金の4つの資金と、それに附帯します利子及び延滞違約金についての収入未済が生じております。

その金額は、表の収入未済額の欄のとおりでございますが、その推移につきましては、その下35ページの下段の表の収入未済額の過去3年間の推移に示しておりますので、その表をごらんください。

一番右の枠が23年度でございますが、収入未済額の合計は、最下段にありますとおり、1億100万円余となり、その左の枠の22年度末、1億600万円余より約500万円減少したところでございます。

貸付金ごとの内訳といたしましては、最上段の漁協金融円滑化貸付金回収金は、22年度末から730万円ほどふえ、1,730万円となりました。それ以外の3つの資金につきましては、22年度末より圧縮されたところでございます。

36ページをお願いいたします。

この表につきましては、未収金の回収の状況を分納中や所在不明などに分類したものでございますが、全体の90%、9,100万円余が分納中でございます。

表の右側にその他という分類がございますが、その他の分類におきまして、林業・木材産業改善資金で890万円余を計上いたしております。これは、担保土地の競売を前提とした案件でございますが、本件につきましては、隣接地を差し押さえていた地元町の協力によって、ことし8月に2回目の競売で落札され、175万円余の配当を収入したところでございます。

23年度に実施しました未収金対策の概要は、次の37ページのとおりですが、未収金の回収をより確実にするために、課内に23年10月に未収金回収チームを立ち上げ、面談による催告の徹底、連帯保証人への催告の強化、法的な措置の検討及び定期的な進行管理会議を実施してきたところでございます。

年度を越えた後のことしの8月ではございますが、未収金が増加していた漁協金融円滑化貸付金とその利子の全額1,810万円余が納

入されました。また、その他の償還も加えまして、23年度に繰り越しました1億100万円余のうち、8月末現在で2,700万円余の償還がなされております。

今後も、きめ細かな催告等を継続して実施し、未収金の回収に努めてまいります。

41ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

41ページの最下段に記載しておりますように、農業改良資金貸付金で242万円の不納欠損を計上いたしております。これは備考欄に記載しておりますように、2人の債務者に係るものでございます。その内容について簡単に御説明いたします。

上段の1人目は、養豚業の畜舎建設の資金として、昭和54年に300万円を貸し付けたものですが、58年から滞納となりました。その原因は、経営を支えていた債務者の父親の事故でございますが、それによって経営が中断し、債務者自身も行方不明になったものでございます。

このため、連帯保証人に催告し、昭和57年度に50万円の償還を見ましたが、その後連帯保証人も死亡したため、それ以降の償還が未納となりました。その後も、連帯保証人の相続人に催告するなど、未収金の解消に努めてまいりましたが、平成23年7月16日に債務者から時効を援用する旨の書面が提出されたため、不納欠損処理を行ったものです。

2件目は、昭和56年度に、肥育牛経営を開始するための資金として350万円を貸し付けたものです。昭和の最終年度の昭和63年度分について、その一部の42万円が未納となったため、債務者、連帯保証人と継続的に納付交渉を行ってまいりましたが、平成8年に債務者が死亡し、さらに連帯保証人の経営する企業が経営悪化し、連帯保証人からの償還も実現に至りませんでした。平成23年7月に、債務者の相続人から時効を援用する旨の書面が提出されたため、不納欠損処理を行ったもの

です。

今後、全ての未納案件につきまして、償還の徹底のため、きめ細やかな催告、法的処分の適用に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長の船越でございます。

当課におきます定期監査における公表事項はございません。

それでは、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料のほうの24ページをお願いいたします。

当課に係ります歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、上から3段目の農業委員会等振興助成費補助につきましては、予算現額と収入済み額との比較で合計400万円余の減額となっておりますが、これは市町村の農業委員会等の事業量の減少によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。資料のほうの26ページをお願いいたします。

上段のほうの農林水産業費の農業総務費でございます。不用額につきましては、人件費の執行残、それと耕作放棄地解消緊急対策事業、それと農業委員会等振興助成費等の事業量の減、それと農地次世代活用対策事業等の事業量の減少、さらには経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段のほうの農地総務費でございます。不用額は、人件費等の執行残でございます。

続きまして、資料の27ページをお願いいたします。

農地調整費でございます。不用額につきましては、人件費の執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

農地・農業振興課は以上のとおりでございます。

ます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課長の田中でございます。

当課において、定期監査における公表事項はございません。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。資料28ページをお願いいたします。

一番上の段、使用料及び手数料について、不納欠損及び収入未済額はございません。

次に、下から4段目、国庫支出金について、不納欠損及び収入未済額はございません。

29ページをお願いいたします。

上から2段目の段、財産収入について、不納欠損、収入未済額はございません。

上から4段目の段、生産物売払収入において増額となっておりますが、生産量の増及び市場価格の変動によるものでございます。

上から5段目の段、6段目の段及び一番下の段の繰入金、諸収入及び繰越金について、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。30ページをお願いいたします。

上段の農林水産業費の農業総務費でございます。不用額は、人件費の執行残、委託事業等の事業実施後の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次の農業改良普及費でございます。不用額は、企業等農業参入支援事業等における補助金の要望減、新規就農誘導事業等における研修希望者の減少等に伴う事業実施後の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

31ページをお願いいたします。

次の農業指導施設費でございます。不用額は、人件費の執行残、施設整備費等の入札残及び経費節減に伴う執行残でございます。

一般会計は以上でございます。

次に、就農支援資金貸付特別会計について御説明いたします。32ページをお願いいたします。

この特別会計は、新規就農者に対して、就農のための資金を貸し付けるものでございます。繰入金、繰越金及び諸収入とも、不納欠損、収入未済額はございません。

中段の繰越金の予算現額と収入済み額との比較の欄で、4,900万円余の増額が出ておりますが、前年度の貸付額が予定より少なかったためでございます。

下段の諸収入の同じ欄でございますけれども、ここで1,800万円余の増額が出ておりますが、貸付金の繰り上げ返済によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。資料の33ページをお願いいたします。

上段の農林水産業費の就農支援資金貸付金でございますが、不用額は、借り入れ申し込みが見込みより少なかったことに伴う執行残でございます。

次に、公債費及び諸支出金ですが、不用額はございません。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○板東流通企画課長 流通企画課長の板東でございます。

当課において、定期監査における公表事項はございません。

また、収入もございませんので、歳出につきまして御説明いたします。説明資料の34ページをお願いいたします。

上段の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

また、下段の農業総務費でございますが、不用額は、人件費の執行残、農商工連携・産地消促進事業の要望の減少、多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業等の入

札残、そして経費節減等に伴う執行残でございます。

流通企画課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小柳むらづくり課長 むらづくり課の小柳でございます。

当課の定期監査におきましては、ファクス回線使用料の支払い遅延がございましたため、支出に当たっては、支払いの遅延防止のため、組織的なチェックを行うよう指摘がございました。

このため、支払い遅延が発生いたしましたファクス回線使用料につきましては、ことしの4月から、農林水産政策課で取りまとめて支払いの手続を行う電話料に含めることとし、むらづくり課と農林水産政策課、それぞれで手続の漏れがないか、組織的なチェックを行う体制といたしました。

また、平成23年12月の出納局長通知及び平成24年1月の農林水産政策課長通知に基づき、各班長等による物品購入伺の一元管理を行い、その他の支出につきましても遅延が生じない体制といたしました。

続きまして、一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料の35ページをお願いいたします。

当課に係る歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

上から4段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で1億9,800万円余の増額となっております。その主な内訳を御説明いたします。36ページをお願いいたします。

下から2段目、3段目の農山漁村地域整備交付金及び県営中山間整備事業費補助につきましては、平成22年度は農地整備課で予算措置しておりましたが、平成23年度に繰り越しました際に所管がむらづくり課に移りましたため、歳入予算は農地整備課で、収入はむら

づくり課で計上となり、合計2億4,600万円余が数字の上では増額となっておりますが、実際には予算現額との差はございません。

37ページをお願いします。

上から1段目でございますが、地域自主戦略交付金につきましては、平成24年度への繰り越しのため、4,200万円余の減額となったものでございます。

38ページをお願いします。

諸収入でございますが、上から4段目の工事契約違約金につきましては、564万円余の増額となりました。これは、平成23年3月に芦北振興局で発注いたしました七浦地区中山間地域総合整備事業第6号工事におきまして、契約業者の倒産により平成23年5月に契約を解除しております。それに伴いまして、保証会社から工事契約違約金の入金があったものでございます。

一番下の段の各種団体精算返納金につきましては、1,900万円余の増額となりました。これは農地・水・環境保全向上対策補助金等の額の確定に伴う返還によるものでございます。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。39ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますけれども、不用額はございません。

最下段の農業総務費でございますが、不用額300万円余は、経費の節減等に伴う執行残でございます。

40ページをお願いいたします。

上の段の農作物対策費でございますが、不用額は、環境保全型農業直接支払事業等の要望減少及び経費の節減等に伴う執行残でございます。

下段の農業構造改善事業費でございますけれども、不用額は、経営構造対策推進事業等の要望減少及び経費の節減等に伴う執行残でございます。

41ページをお願いいたします。

2段目の農地総務費でございますけれども、不用額は人件費の執行残でございます。

下段の土地改良費でございますが、翌年度繰越額7,800万円余につきましては、県営中山間地域総合整備事業分でございます。こちらについては、繰越事業調べの中で御説明させていただきます。不用額1,800万円余は、農地・水・環境保全向上対策事業等の要望減少、国の配分額が予算額を下回ったこと及び経費の節減等による執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の1ページをお願いいたします。

ここに繰り越しの4事業を上げております。いずれも県営中山間地域総合整備事業で、4地区合計7,800万円余の繰り越しがございました。繰り越しの理由につきましては、工事の施工に伴う地元との調整や道路管理者との協議、用地買収に不測の日数を要したため繰り越しとなったものでございます。なお、工事は全て竣工しております。

むらづくり課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課長の松尾でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入でございますけれども、資料の42ページから43ページまでが歳入となっておりますが、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。資料の44ページをお願いいたします。

上段の総務費ですけれども、繰り越し、不用額ともございません。

その下の段、農林水産業費の農業総務費、

農業改良普及費及び農業振興費でございますけれども、不用額は、各地域振興局の普及指導員等の職員給与費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

45ページをお願いいたします。

農作物対策費及び植物防疫費ですけれども、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山中農産課長 農産課長の山中でございます。よろしくをお願いいたします。

農産課は、定期監査における公表事項はございません。

説明資料のほうの46ページをお願いいたします。

説明の前に、資料の訂正がございますので、お断りを申し上げます。

別紙で正誤表を1枚お配りしているかと思いますが、46ページの款項目節の欄でいきますと、上から3段目、農業・食品産業強化対策整備交付金、この備考欄でございますが、国の配分減と記載いたしておりますけれども、ここを繰り越しによる減と訂正いただきますようお願いいたします。大変申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

一番上段の国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較が30億6,261万円余と減になっておりますが、この内訳といたしましては、まず2段目の地域活性化交付金が112万9,000円の減となっております。これは事業の減少に伴いまして交付金の配分が減額されたことによるものでございます。

次に、3段目の農業・食品産業強化対策整備交付金、差額28億9,914万円余の減となっ

ております。これは国の4次補正予算分の事業を平成24年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、4段目の米穀流通改善対策費補助が1,743万円余の減、5段目の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助が1,987万円余の減、6段目の食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金が1億2,503万円余の減となっておりますが、これらはいずれも事業量の減等に伴う国からの配分減によるものでございます。

次に、一番下の段の繰越金でございますが、事業の繰り越しに伴う財源の繰り越しで、不納欠損、収入未済ともにございません。

次に、47ページの諸収入でございますが、不納欠損、収入未済額ともにございません。

続きまして、48ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から2段目の農業総務費でございますが、不用額176万円余となっておりますが、これは人件費の執行残でございます。

次の農作物対策費でございますが、繰越金28億9,914万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

不用額が3億5,786万円余となっておりますが、この内訳といたしましては、備考欄に記載しておりますとおり、事業量の減少及び入札残等に伴います執行残が2億2,379万円、人件費の執行残が13万円、それから経費節減に伴う執行残が891万円余、また国の配分額が予算を下回ったことによる予算残が1億2,503万円余となっております。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明を申し上げます。

生産総合事業でございます。これは、国の4次補正を受けまして、米の乾燥調整施設や園芸作物の集出荷施設、耐候性ハウスなどの

整備を実施しているものでございます。それぞれ繰り越し理由欄に記載しておりますような理由で、不測の期間を要したということで繰り越しを行ったものでございます。

なお、右端の欄に進捗状況を記載しておりますが、一部進捗率が低い地区につきましても、早期完了に向け指導しており、年度内に完了する予定でございます。

農産課は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○野口園芸課長 園芸課の野口でございます。よろしくをお願いいたします。

当課において、定期監査の公表事項はございません。

説明資料の49、50をお願いいたします。

49ページ、一般会計の歳入に関しましては、不納欠損、収入未済はございません。

歳出に関しましては、次の50ページでございます。

不用額の大きいものは農作物対策費で、入札に伴う執行残及び経費節減で合わせて1,500万円余となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○平山畜産課長 畜産課でございます。

説明資料51ページをお願いいたします。

定期監査における公表事項についてはございません。

一般会計の歳入につきましては、51ページから55ページまででございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。予算現額と収入済み額との差が大きいものについて説明させていただきます。

52ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で709万円余の差額が生じております。これは、53ページ1段目の食料自給率向上・産地再生緊急対策交付

金の680万円余で、事業費減に伴う交付金の減によるものでございます。

56ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明させていただきます。

1段目の総務費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともにございません。

中段の畜産総務費の不用額は、主に人件費の執行残でございます。

下段の畜産振興費の翌年度繰越額1億1,949万円余は、馬刺の冷凍処理施設整備及び放牧地の牧柵整備関係でございます。繰り越しにつきましては、後ほどまとめて御説明いたします。

不用額4,039万円余の理由につきましては、右の備考欄に内訳を記載しておりますとおり、畜産関係技術者養成事業の事業量減少による執行残と流通センター及びTMRセンターの整備に関する入札残などでございます。

57ページをお願いいたします。

中段の家畜保健衛生費の翌年度繰越額3,058万円余は、家畜伝染病防疫対策の備品整備関係でございます。不用額2,357万円余の理由につきましては、右の備考欄に内訳を記載しておりますとおり、主に人件費の執行残及び家畜保健衛生所における防疫用備蓄倉庫整備関係の入札残でございます。

それでは、続きまして別冊附属資料の3ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

1段目の馬刺し冷凍処理促進緊急支援事業は、馬刺の冷凍処理促進のため、自主認証団体に加盟する食肉処理業者などが行う冷凍機器などの整備を行うもので、1億1,421万円余の繰り越しがございます。繰り越し理由は、導入する設備の規模や機種を選定に不測の日数を要したものでございます。

2段目の循環型耕畜連携体制強化事業は、口蹄疫侵入防止対策として、牧野組合などに

よる牧柵などの整備を行うもので、528万円の繰り越しがございます。繰り越し理由は、設置箇所の調査や設計に不測の日数を要したものでございます。

3段目の家畜伝染病防疫対策事業は、家畜保健衛生所において、家畜伝染病防疫対策のための検査用備品の導入を行うもので、3,058万円余の繰り越しがございます。繰り越し理由は、機種選定に不測の日数を要したものでございます。

繰越事業は、いずれも2月補正予算で措置したものです。早期完了に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課の荻野でございます。

定期監査の結果、公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料の58ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、国営土地改良事業費負担金で収入未済額が8,973万円ございます。この収入未済額につきましては、後ほど附属資料で詳しく御説明させていただきます。

次に、58ページ4段目から59ページまでの国庫支出金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

58ページの下から2段目の新農業水利システム保全対策事業費補助で、予算現額と収入済み額との比較で1,900万円余の差額が生じておりますが、これは繰り越しにより減となったものでございます。

60ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、歳出について御説明いたします。61

ページをお願いいたします。

上から3段目の農地総務費でございますが、これは主に職員給与費でございます。不用額の175万円余は、人件費の執行残でございます。

次に、下段の土地改良費でございますが、61ページから62ページにかけまして備考欄に事業の概要を記載しておりますように、国営土地改良事業直轄負担金ほか各種の土地改良事業に要した経費でございます。

不用額の4,300万円余は、事業減少による執行残、入札に伴う執行残、経費節減による執行残でございます。繰越額の7,100万円余につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

62ページをお願いいたします。

下段の農地防災事業費でございますが、これは玉名横島地区で実施しております国営の直轄海岸保全事業の県負担金でございます。繰越額はございません。

次に、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の4ページをお願いいたします。

4ページから5ページまでが農村計画課分でございます。

事業といたしましては、土地改良施設維持管理強化事業費、小水力・太陽光発電導入モデル事業、農業農村整備推進交付金の3事業で繰り越しを行っております。

5ページをお願いいたします。

繰り越しは、合計11カ所で、合計7,100万円余でございます。繰り越しの主な理由としましては、工事実施に当たり、地元関係者との調整、事業箇所を選定及び仮設道路の用地確保等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

11カ所のうち、作付との調整で工事が実施できなかった箇所もございますが、10月以降工事を進め、年度末までには全ての箇所が完了する予定でございます。

次に、附属資料の38ページをお願いいたします。

国営土地改良事業費負担金の収入未済についてでございます。

まず、国営土地改良事業の受益者負担金の納付の流れにつきまして御説明させていただきます。

38ページ一番下に、参考1、国営土地改良事業負担金(受益者負担分)の流れの図を記載しております。ごらんいただきますようお願いいたします。

国営土地改良事業の受益者負担金につきましては、事業完了後、事業の種類によりまして15年または25年にわたって分割払いをさせていただくことになっております。

納付の流れにつきましては、図にございますように、土地改良法の規定に基づきまして、国がまず一時負担者でございます県に請求いたしまして、県が県負担分と地元負担分をまとめて納付いたします。県は、条例に基づきまして地元負担分を土地改良区に請求いたします。土地改良区は、受益農家に請求いたしまして、受益農家から納付されました負担金を県に納付するという流れになっております。このような関係から、県の債務者はあくまでも土地改良区であり、土地改良区の債務者は受益農家ということになります。

38ページの上に戻りまして、1にございますように、23年度の収入未済額は8,973万円となっております。賦課年度別に見ますと、現年度分が1,300万円余、過年度分が7,600万円余でございます。

次に、2段目の2に過去3年間の推移を記載しております。

22年度の収入未済額は1億60万円余でございましたが、23年度の収入未済額は8,973万円ということで、土地改良区へのきめ細かな指導等によりまして、約1,000万円減少しております。

また、収入未済額の状況でございますが、

3に記載しておりますように、収入未済の件数といたしましては、県の債務者が土地改良区でございますので、3件となります。それぞれの土地改良区からは、県に毎年納付がされております。分割納付中ということになります。

次に、未収金対策について御説明いたします。39ページをお願いいたします。

未収金対策として取り組んでおりますのは、主に(1)から(3)までの3点でございます。

(1)は、まず県の債務者である土地改良区への指導ということですが、未納解消対策の計画の策定や未納受益者一覧の作成、提出を定期的をお願いしており、各未納者の状況確認や今後の対応について土地改良区役員や事務局へのヒアリングを行った上、個別的、具体的に指導を実施しております。

定期的な文書督促はもとより、電話催促を随時実施するとともに、未納受益者から徴収した分納誓約書を形骸化させないための徹底した確認をしております。それでもなお納付状況のよくない未納受益者につきましては、速やかな滞納処分の実施を行うよう土地改良区に指導しております。

次に、(2)でございますが、土地改良区が行います未納解消対策への支援といたしましては、土地改良区が行います未納受益者に対する夜間の臨戸徴収に県の職員も同行しております。

次に、(3)の受益農家への営農支援でございますが、収入未済の解消につきましては、農家の経営安定が非常に重要でございますので、国、県、市町村、土地改良区、農業団体等で構成される営農対策協議会を開催し、農家経営の改善や企業参入による耕作放棄地の解消の支援などを行って、未収金解消につながるよう取り組んでおります。

この結果といたしまして、(4)に記載しておりますように、幾つかの成果が上がってお

ります。玉名横島地区におきましては、全く納付されていなかった未納受益者の方が分納を開始されるようになりました。

矢部地区におきましては、未納受益者が95名から91名に減少しております。矢部地区につきましては、23年度に7,300万円余の新規賦課が発生しましたが、未納解消対策の徹底により、これを上回る7,800万円余の負担金を解消することができました。

最後に、羊角湾におきましては、未納受益者が21名から18名に減少しております。また、その耕作放棄地対策を活用いたしまして、新たな企業と畜産農家が参入しましたことから、その土地代が充当されまして、地区内最大の大口未納者の708万円余が本年4月に完納となったところでございます。

今後も、土地改良区に対しまして具体的な指導をきめ細かく実施することにより、収入未済の解消に引き続き努めてまいりたいと考えております。

農村計画課は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方技術管理課長 技術管理課の緒方です。

定期監査において、報告された公表事項はありません。

当課の歳入に関する調べについて説明いたします。資料の63ページをお願いいたします。

当課の諸収入は、県の預金金利のみです。収入未済等はございません。

次に、64ページをお願いします。

歳出に関する調べを説明します。

農地費の農地総務費ですが、これは主に職員の給与費です。

次に、中段の土地改良費です。繰り越しはCALS/EC事業に係るもので、後ほど附属資料で説明いたします。不用額の553万2,000円は、公共事務費への振りかえによる執行

残と入札に伴う執行残及び経費節減によるものです。

次に、最下段の林業費の林業総務費です。繰り越しは、CALS/EC事業に係るものです。これも、同じく後ほど説明いたします。不用額の114万9,000円は、人件費の執行残と入札に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の6ページをお願いいたします。

技術管理課の繰越額は、電子入札・工事進行管理システム開発事業に係る農業分、林業分の2件で、301万6,000円でございます。繰り越し理由は、システムの移設検討に不測の日数を要したことから繰り越しとなったものでございますが、移設検討も終わり、現在進捗率は30%でありまして、本年度中に完了することとしております。

技術管理課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大石農地整備課長 農地整備課の大石でございます。

農地整備課は、定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料の65ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございます。67ページの5段目まで記載しておりますが、県営事業実施に伴う地元負担金等でございますが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。なお、分担金と負担金で予算現額と収入済み額との間に増減が生じておりますが、これは主に予算計上後に負担金と分担金の間で移動があったことによるものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

中段の使用料及び手数料でございます。これは県が管理しております海岸保全区域の占用料及び土地改良財産の使用料の収入でございます。不納欠損額、収入未済額とにもござ

いません。

次に、下段の国庫支出金でございます。67ページの最下段から70ページの5段目まで記載しておりますが、これは土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧に対する国庫補助金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額とにもございません。

68ページの最上段の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で31億3,390万円余の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

また、70ページ、3段目の災害復旧費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で2億6,002万円余の差が生じておりますが、主に国庫内示減及び繰り越しによる減でございます。

同じく、70ページをお願いいたします。

6段目の財産収入、7段目の繰越金ですが、ともに不納欠損額、収入未済額とにもございません。

次に、最下段の諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、主なものとして、72ページにあります開発指定事業高率補助精算金の平成22年度分の交付割合変更によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。73ページをお願いいたします。

1段目の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

2段目の農林水産業費の農地費でございますが、内訳としまして、農地総務費と土地改良費、それに、次ページの農地防災事業費がございます。

まず、農地総務費でございますが、職員給与費及び地籍調査費等に要した経費でございます。また、平成23年度においては、東日本大震災被災地の農業土木職員派遣も行っております。不用額の1,420万円余につきましては、人件費の執行残及び土地改良事業国庫支

出金等返納金の執行残等でございます。

次に、土地改良費でございますが、備考欄の事業の概要に、次ページにまたがって記載しておりますとおり、各種土地改良事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰り越しにつきましてもちょっと説明させていただきます。

不用額6,605万円余につきましても、事業量減少に伴う執行残、電柱移転工事等の事業費負担減に伴う執行残及び事務経費節減による執行残等でございます。

次に、74ページの農地防災事業費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しておりますとおり、各種農地防災関係事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰り越しにつきましても後ほど説明させていただきます。

不用額2,482万円余につきましても、事業量減少に伴う執行残及び災害関連事業の待ち受け予算において、被害が生じなかったことによる執行残等でございます。

75ページをお願いいたします。

災害復旧費でございます。被災した農地、農業施設の復旧に要した費用でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰り越しにつきましても後ほど説明させていただきます。不用額1億8,376万円余につきましても、主に国からの配分が予算額を下回ったこと及び人件費の執行残でございます。

次に、別冊の附属資料の7ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、7ページから15ページまでが農地整備課分でございます。通常分、それから国の3次補正分と4次補正分、それから災害復旧分の繰り越しを記載しております。

特に、10ページ4段目から記載しております農業体質強化基盤整備促進事業費につきましても、国の4次補正分としまして2月議会で御承認いただいたものですが、14ペ

ージの上段に小計欄を設けておりますが、41億円余の繰越額となっております。合計としましては、15ページの下段をごらんいただきたいと思っております。箇所数で175カ所、繰越額で56億9,641万円余でございます。

繰り越し理由につきましては、主な理由としましては、用地買収並びに地元調整、工法の検討等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越しをしたものでございます。9月1日現在で175カ所のうち112カ所が完了しておりますして、残りの63カ所につきましてもは年度内完了の予定でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

表の中ほどにあります登記残筆数は、平成20年度末の150筆から平成23年度には122筆となっております。今後とも未登記の解消に向けて努力してまいりたいと思っております。

農地整備課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課の河合でございます。

定期監査における公表事項についてですが、公務外で職員の交通事故が2件発生しております。

職員に対しましては、日ごろから、公務内外を問わず、交通安全に心がけるよう注意喚起しているところでございます。さらに、今年度は、交通安全の研修を実施いたしました。職場全体で交通事故防止に取り組むとともに、交通安全意識の向上を今後も指導してまいります。

説明資料の76ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

森林整備課の歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はありません。主に、予算現額と収入済み額の差額が大きい部分につ

いて御説明いたします。

76ページ中段の国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額の比較の欄がマイナス10億7,600万円余となっております。これは、ページ一番下の欄の造林事業費補助でございますが、国からの補助金を財源として行う間伐や森林作業道の整備等の事業を繰り越したことによりまして、調定額を減額したことによるものです。

次に、77ページをお願いいたします。

下から4段目の財産収入でございます。1,950万円余の増となっております。これは主に県有林の木材の販売による収入が増加したことによるものでございます。

次に、78ページの繰入金でございますが、1億2,500万円余のマイナスとなっております。これは、一番下の欄の森林整備促進及び林業等再生基金繰入金の減額で、国の補助により積み立てた基金を取り崩し、これを財源として行う事業につきまして、予定していた事業量が減少したことによるものです。

続きまして、歳出の関係でございます。主に繰り越しと不用額の大きいものにつきまして御説明いたします。80ページをお願いいたします。

林業総務費でございます。1,836万円余の不用額を計上しておりますが、これにつきましては、主に備考欄6の森林計画樹立費のうち森林整備地域活動支援交付金事業などの事業におきまして、事業要望が想定より少なかったことや経費節減等によるものでございます。

81ページをお願いいたします。

林業振興指導費の翌年度繰越額3億4,809万円余でございますが、これは備考欄4の間伐等森林整備促進対策事業の繰り越しによるものでございます。

ページ一番下の造林費でございますが、翌年度繰越額14億4,630万円余については、備考欄1の造林事業費の森林環境保全整備事業

の繰り越しによるものでございます。

82ページをお願いいたします。

県有林費でございます。翌年度繰越額3,000万円については、備考欄4の県有林造成事業費のうち県有林整備事業によるものでございます。また、不用額1,030万円余でございますが、主に備考欄4の県有林造成事業のうち県有林整備事業及び県有林整備事業（補助分）の素材生産事業費の減少によるものでございます。

続きまして、附属資料の16ページをお願いいたします。

森林整備課の繰越事業でございます。

森林境界明確化事業費及び間伐等森林整備促進対策事業費は、実施箇所の決定に日数を要したものでございますが、現在完了しております。

また、森林環境保全整備事業費につきましては、事業箇所の決定に日数を要したため繰り越しをいたしました。この事業は、年度内に完了できる見込みでございます。

県有林整備事業費につきましては、例年がない積雪により人員輸送及び資材搬入が困難となったため繰り越しましたが、本事業は既に完了しております。

森林整備課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課の岡部です。

当課において、定期監査での公表事項はありません。

説明資料の83ページをお願いします。

一般会計の歳入ですが、いずれの科目につきましても不納欠損額、収入未済額はありません。主な項目について説明をさせていただきます。

最上段の負担金ですが、予算現額と収入済み額に225万円余の差額が出ております。これは、備考欄に書いております山のみち地域

づくり交付金により整備している林道事業において、資材運搬道で大規模な崩落が発生し、事業費を減額したことなどによるものでございます。

2段目の国庫支出金につきましては、12億3,892万円余の差額が出ておりますが、これは23年度へ繰り越したことや事業量の減少などによるものです。

まず、林業費国庫補助金で、予算現額と収入済み額の差額が11億4,298万円余となっております。主なものとしまして、県、市町村が林道事業を実施しております地域自主戦略交付金で3億3,722万円余の繰り越し、林道・木材産業等振興施設整備交付金で4億5,577万円余の繰り越し、最下段の林道事業費補助2億7,900万円余の繰り越し、及び県営林道事業の工事中止に伴う事業量の減などによるものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

3段目の災害復旧費国庫補助金で、9,594万円の差額が出ております。これは、現年林道災害復旧事業において、繰り越し及び査定等による事業量の減などがあったものでございます。

次に、最下段の繰入金の林業担い手育成基金繰入金ですが、予算現額と収入済み額で1,517万円余の差が出ております。これは林業担い手対策の研修受講者の実習などの事業量の減によるものでございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

最下段でございますけれども、諸収入で2,029万円余の差が出ております。これは開発指定事業高率補助の指数変更等によるものでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

農林水産業費の林業費で、22億8,482万円

余の繰り越しと2億5,132万円余の不用額となっております。

その内訳で、最下段の林業振興指導費ですが、87ページまで記載しております事業で9億6,115万円余を繰り越してございます。このことにつきましては、後ほど御説明申し上げます。

また、不用額が1億8,049万円余となっております。これは備考欄で、担い手対策や施業の集約化を行う4の林業労働力対策事業費で委託料の執行残、さらに、87ページをお願いいたします。備考欄11で記載しております、製材工場や高性能林業機械の整備を行います緑の産業再生プロジェクト促進事業で、入札残や申請取り下げ等によります不用額が生じたものでございます。

次に、下段の林道費では、13億2,366万円余の繰り越しを行っております。これにつきましては、後ほど御説明申し上げます。

また、6,853万円余の不用額が出ております。これは主に備考欄1の県営林道事業及び4の林業地域総合整備事業費における事業量の減少や入札に伴う執行残によるものでございます。

最下段の災害復旧費の林道災害復旧費で、4,623万円を繰り越してございます。また、4,977万円余の不用額が出ております。これは主に備考欄1の現年林道災害復旧費に対します査定による工事内容の減によるものでございます。

次に、附属資料をお願いいたします。

附属資料の17ページから20ページにかけて、緑の産業再生プロジェクト促進事業のほか、県営林道事業など8事業で明許繰越事業を記載しております。

済みません、最後のページの20ページをお願いいたします。

最下段でございますけれども、23年度から24年度へ、65カ所、23億3,105万円余を繰り越しております。主な繰り越し理由といたし

ましては、用地交渉に時間を要したこと、工法や計画の検討に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

再度、17ページをお願いいたします。

進捗が10%、20%の事業が、3段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費のほか6つございます。資材運搬道の災害によるものや、22年度4次補正後用地交渉や測量に着手するなどの理由により進捗が上がっていないものがございます。ほかの事業も含めまして、いずれも本年度中には竣工の予定でございます。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課本田でございます。

森林保全課関係につきましては、定期監査での公表事項はございません。

資料の88ページをお願いします。

まず、歳入に関する調べについて御説明いたします。

まず、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較でマイナス13億514万円余の差額が生じております。これは、治山事業の地域自主戦略交付金や治山事業費補助及び資料89ページの災害復旧費補助まで、事業費の減少及び繰り越しによりマイナスが生じているものでございます。

次の繰越金でございます。これは事業の繰り越しに伴う一般会計への繰越金でございます。

次に、資料90ページをお願いします。

諸収入でございます。

雑入で、1,842万円余の収入があっております。これは、阿蘇地域振興局及び球磨地域振興局において、工事契約締結後に会社が経営不振に陥ったことにより工事続行が不能と

なったことから、違約金等の収入でございます。

最後の開発指定事業高率補助精算金でございますが、これは21年度及び22年度の治山事業に係る補助率差額金でございます。事業量の増加等により、1億5,922万円余の収入があっております。

91ページをお願いします。

歳出に関する調べでございます。

林業費でございますが、翌年度繰越額23億6,678万円余、不用額8,171万円が生じております。繰り越しについては、後ほど説明させていただきます。

まず、林業総務費の不用額で84万円余は、人件費の執行残でございます。

続きまして、治山費で8,086万円余の不用額を計上しております。事業の減少や入札残等による執行残が6,388万円余、事務費等の経費節減によるものが1,698万円余となっております。

続きまして、92ページをお願いします。

治山施設災害復旧費596万円余の不用額は、事業の減少及び経費節減によるものでございます。

附属資料の21ページをお願いします。

21ページ、保安林整備事業から28ページの治山施設災害復旧事業まで、合計83カ所、24億5,098万円を繰り越しております。事業は既に73カ所が完成しており、残り10カ所についても年度内完了の予定でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平岡水産振興課長 水産振興課の平岡でございます。

水産振興課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

まず、歳入について御説明いたします。説明資料の93ページをお願いします。

当課では、不納欠損額、収入未済額はござ

いません。

初めに、中段の手数料でございますが、ここで増減が生じておりますのは、申請件数の当初の見込みと実績が異なったことによるものでございます。

続きまして、下段の国庫支出金でございます。有明海漁業振興技術開発事業費補助が956万円余の減額となっておりますが、これは事業量の減によるものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

中段の新たなノリ色落ち対策技術開発事業委託金が、214万円余の減額となっております。これは事業量の減によるものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

中段の諸収入でございますが、資源管理協議会受託事業収入、こちら事業量の減による119万円余の減額となっております。

下段の雑入の市町村精算返納金ですが、これは、国庫補助対象施設について、目的外の使用を行うことに伴う返納額でございますが、国との財産処分承認協議の結果、当初の予定より122万円余の減額となったものでございます。

一番下の欄の雑入に57万円余の収入がございますが、これは大矢野種苗生産施設の太陽光発電設備による余剰電力売電に伴うものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。96ページをお願いいたします。

水産業振興費11億7,500万円余に対しまして3,100万円余の不用額が出ておりますが、主に浅海増養殖振興事業費、栽培漁業事業化促進事業費等の入札残や事業量の減少等によるものでございます。

次に、97ページをお願いいたします。

中段の漁業経営構造改善事業費の不用額75万円余につきましては、先ほど収入の欄でも御説明いたしましたが、国庫補助対象施設について、目的外の使用を行うことに伴う返納

額が、国との財産処分承認協議の結果、減少したことによるものでございます。

最後の段の漁業取締費の不用額1,158万円余につきましては、人件費及び経費節減等による執行残でございます。

なお、平成23年度から24年度への繰越事業はございません。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課の平尾でございます。

当課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

まず、歳入について御説明いたします。説明資料の98ページをごらんください。

上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と最下段の漁港施設使用料について未収金がございます。また、漁港施設使用料については180万円余の不納欠損額を計上しておりますが、これらにつきましては後ほど附属資料で御説明させていただきます。

99ページをごらんください。

3段目、国庫補助金につきましては、予算現額と収入済み額との差が5億2,300万円余ございますが、これはいずれも事業量の減及び繰り越しに伴うものです。

附属資料の40ページをお願いいたします。

まず、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明します。

水俣市の丸島漁港において、県は、昭和62年度に、公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、汚染原因者の1人が負担すべき金額9,070万2,000円のうち、強制徴収などによりこれまで886万1,000円は回収しておりますが、8,184万1,000円が未納となっているものでございます。現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえ、未収金に充当する状況となっております。

今後の対応策につきましては、高齢厚生年金を引き続き差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、漁港施設使用料の未収金について御説明します。

この未収金は、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。

県では、平成7年に、水産物の加工に伴う漁港内及び周辺海域の水質及び環境の保全を図る目的で、天草市後浜の牛深漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少と加工用原料の高騰により、施設を利用している水産加工業者等の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

平成23年度は、滞納者へ早期接触を図るとともに、経営状況も把握し、新たな未収金の発生防止に取り組みました。この結果、不納欠損処分による減も含めると、未収金は、昨年度末に比べ240万1,000円減の211万5,000円となっております。

今年度も、引き続き新規の未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者からの未収金の回収に努めてまいります。

42ページ、不納欠損に関する調べをごらんください。

1件、180万6,000円の不納欠損を計上しております。これは、先ほど御説明した牛深漁港の浄化施設使用料に係るものでございます。

倒産した施設使用者1名が、平成20年度から21年度にかけて滞納していた使用料に当たりますが、滞納者の破産手続が平成23年8月23日に完了し、県の債権が消滅したため、同年12月に不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、歳出関係でございます。

申しわけございませんが、説明資料にお戻

りください。資料の101ページをお願いいたします。

4段目、沿岸漁場整備開発事業費の不用額が140万円余となっておりますが、これは赤潮対策底質改善事業費での入札残が主なものとなっております。

次に、最下段、漁港建設管理費の不用額が1,721万円余となっておりますが、事業量の減少及び入札残、経費節減による事業費の執行残等によるものでございます。

主なものといたしましては、水産基盤ストックマネジメント事業費のうち、市町への補助金につきまして、およそ455万円が不用となっております。

次に、繰り越しについて御説明いたします。附属資料をお願いいたします。

29ページから32ページにかけて、繰り越しについて記載しております。32ページをお願いいたします。

最下段をごらんください。

23年度から24年度へ9億903万円余を繰り越しております。繰り越し箇所数は19カ所で、繰り越し理由といたしましては、主に地元や関係機関等との協議、調整に日数を要したなどがございます。

資料では、指導監督費を除き、13カ所が未完了となっておりますが、年度内には全て完了する予定でございます。

以上で漁港漁場整備課の説明を終わります。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 全国豊かな海づくり大会推進課長の平山でございます。

当課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

平成23年度は水産振興課の課内室でございましたので、引き継ぎました事業につきまして、歳出についてのみ御説明をいたします。

説明資料の103ページをお願いいたしま

す。

こちらは備考欄にございますように、全国豊かな海づくり大会開催準備事業に係る経費でございます。水産業振興費738万円余に対しまして、130万円余の不用額が出ております。主に経費節減に伴う執行残によるものでございます。

なお、平成23年度から24年度への繰越事業はございません。

全国豊かな海づくり大会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で農林水産部の説明が終わりました。

ここで5分休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時29分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○東充美委員 まず1点ですけれども、5ページのこれは農林水産政策課で、歳入の件ですけれども、もうかっているかなと思ってちょっと聞いてみますけれども、生産物売払収入、農畜産物売払収入ですね。予算規模が8,900万前後で、収入済み額が1億超していますけれども、生乳の出荷量の増加とか牛の価格変動って、この辺少しわかるところをちょっと教えてくださいませんか。どうしてこんなに金額、予算的にしとって、1,700万円もふえたかというのをちょっと。余り大きいので。

○国枝農林水産政策課長 政策課でございます。

実績のほうからお答えいたしますと、生乳のほうですけれども、これが、売払収入額が1,

911万円というふうになってございます。それから、牛、これは肥育素牛でございますけれども、これは4,117万円余ということになってございます。

差額のほうですけれども、これは先ほど御説明いたしましたとおり、価格が大分変動したということがございますが、予算のほうもちょっと抑え目に設定してあるという事情もございまして、若干予算と比べますと増額しておるということになってございます。

○東充美委員 これは、牛の価格ということ、例えば口蹄疫か何かがあったから、下げた金額で予算をつけたんですかね。それで、今度また価格が回復したから、これだけ金額が上がってきたということなんですか。価格というか、だから売り払いでしょう。だから、牛——個体を売ったんでしょう。

○国枝農林水産政策課長 個体です。

○東充美委員 何頭ぐらいですかね。

○国枝農林水産政策課長 口蹄疫のほうで価格を設定したか、ちょっと済みません、把握してございませんけれども——頭数がふえたという数字は手元にございませんで、ちょっと確認いたします。

○東充美委員 金額的にもうかっているような感じというか、売れているという感じだから、まあ悪いことじゃないんですけれどもね。

連動して——それは後でお教えりたいと思いますし、生乳というのは、これほどこへ販売しているんですかね。県酪連か何か。

○国枝農林水産政策課長 県酪連でございます。

○東充美委員 県酪連だけですか。

○国枝農林水産政策課長 はい。

○東充美委員 それと連動してですけども、29ページのこの農業大学校、これは担い手・企業参入支援課ですけども、ここも300万ぐらい予算現額と収入済み額で——これは実習生産物というから、実習生がつくった品物をやっぱりここも売っているんですね。

○田中担い手・企業参入支援課長 これも、実習で牛を飼ったり作物を育てたりとか、その生産物を売っているところでございます。

○東充美委員 研究センターと大体同じような価格設定、予算のあれはしているんですかね。いろんなものがあると思うんですけども、畜産物だけじゃなくて、野菜とかそういうものの、同じ連動で——価格的に合わせた形、例えばこちらを100円で設定するとか、向こうは120円で設定するという事はないんですよね。

○田中担い手・企業参入支援課長 作物はもう多種多様ありまして、それぞれ設定というか、販売した額になりますけれども、生乳のほうは、県酪連のほうと契約をしまして、出荷に基づく販売額でございます。

○東充美委員 合わせてあるんですよね、だから。

○田中担い手・企業参入支援課長 済みません、ちょっと農研センターのほうは、私のほうは把握しておりません。県酪連のほうと農大のほうは契約をして、それに基づいて出荷しているところでございます。

○東充美委員 そちらは、契約はしているの。

○平山畜産課長 畜産課のほうで生乳等について御説明いたします。

これは契約ではございませんで、各出荷組合、農大なら農大、農研センターなら農研センターの1年間の生産契約じゃなくて、生産量を割り当てられます。その分を、1年間通じて県酪連に販売をするという形にしております。だから、あくまでもおたくは、例えば1万キロ搾りなさいといったら1万キロの枠を搾る、それ以下だったらペナルティー、以上でもペナルティーという形のやり方です。

○東充美委員 ということは、契約という形と同じで、例えば割り当て制ですね。一般農家の、畜産農家というか、酪農家と同じ形ですよね。だから、価格としては、こちらが幾らとかあちらが幾らというわけじゃなくて、一緒なんですね。わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 鳥獣被害について、これはむらづくり課にお尋ねしますけれども、毎年、鳥獣の被害が中山間地を中心に出ておりまして、市町村あたりでも、国の補助を受けて電気柵あたりの対策をとられて、ある程度は被害の金額が減ってきているんじゃないかというふうに思いますけれども、その金額の推移がわかれば教えてほしいことと、それと、昨年、庁内で鳥獣被害対策についてのプロジェクト会議を立ち上げておられますけれども、そういった効果ですね。どういった効果があらわれてきているのか、その点教えていただきたいと思います。

○小柳むらづくり課長 鳥獣被害の推移でござ

ございますけれども、毎年変動がございまして、平成22年度が一番、ピークでございました。具体的に申しますと、8億4,500万——これは農作物被害だけでございますけれども、被害がございました。まだ確定値ではございませんが、平成23年度の被害額が5億4,000万円程度で、約3億円の減少を見ております。

その主な減少の要因は、ヒヨドリ——渡り鳥なんです、ヒヨドリ被害が約2億減少しております。それが大きい。それともう1点、イノシシが約9,000万減っております。このヒヨドリの減とイノシシの両方で3億のほとんどを占めておるといって——ヒヨドリは渡り鳥でございまして、鳥獣被害対策の効果が出たかどうかというのはちょっとわかりませんが、イノシシの被害額は9,000万減ったということで、これはやはりこれまでやってきた鳥獣被害対策の効果が徐々に出てきているのではないかとこのように考えております。

それと、プロジェクト会議を設置した効果でございまして、環境生活部とそれから農林水産部の関係課で設置しておりますので、いろんな鳥獣被害対策の総合的な対策ができるようになったということ——鳥獣被害対策の主な内容といたしましては、まず防御すること、それからすみかをなくすこと、それから捕獲、もう1つ、そのとった鳥獣の利活用、こういった幾つかの対策がございまして、こういった対策を、それぞれ関係課といろんな情報を共有化して総合的な取り組みができるようになったということ、これまでのそれぞれ単発の効果が総合的な対策のほうに変わってきたということで、今後ともこの体制をもうちょっと強化して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○早田順一委員 総合的に対策をとられることで、被害の金額も減ってきておりますけれども、

市町村によってもちょっと差があるかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。県として、市町村との連携というか、その辺はどのようにとられているのでしょうか。

○小柳むらづくり課長 うちのほうも、鳥獣被害対策、町村ごとに取り組みに非常に濃淡がございまして、それぞれの町村、特に被害の大きい町村のほうを回しまして、町村との意見交換を通じて、どのような鳥獣被害対策が効果があるかということをお話し合いながら、モデル地区あたりを設定しながら、効果的な取り組みのほうを検討しているということです。

中には、そのモデル地区の中でも効果が大きく出て、被害がゼロになったというような集落もございまして、そういったモデル的な取り組みも広げていきたいというふうに今考えているところです。

○早田順一委員 その効果的なモデル地区の例を広げるって、どういった形で広げられるのでしょうか。

○小柳むらづくり課長 やはり農家個人の取り組みでは限界がございまして、集落ぐるみの取り組みというのが一番大切だということに考えています。誰か一人やらないと、そこから柵を破られて入ってくるということがございまして、集落ぐるみの対策ということ、その関係集落の皆様と合意形成を図って、モデル的な取り組みをその特定の集落から周りのほうに広げていく、町村全体に広げていく、全県下にそういった効果のある取り組みというものを、集落ぐるみの取り組みというものを全県的に広げていきたいというふうに考えています。

○早田順一委員 そのときは、県も一緒に入

って協議、協議というか、その取り組みをされるわけですね。

○小柳むらづくり課長 モデル地区については、専門家を招きまして、まず説明をし——もちろん県、それから振興局も、そのモデル地区には全て同行して取り組みを進めております。

○荒木章博委員 この鳥獣対策、これは国庫補助というのがあるわけですが、そうした中に、電気というか、殺すとか捕まえるとか（「電気柵」と呼ぶ者あり）電気柵、そういうものの更新とか、そういうものに限定されるわけですかね。それとも——実際その耐用年数とかいうのがあるわけでしょう。そのところをちょっと。

○小柳むらづくり課長 国庫補助は、耐用年数というものが10数年という材料のみ対象になるということになっておりまして、どんな材料でもいいということではございません。したがって、耐用年数の分は、国庫補助事業は続いていくと。

あと、更新につきましては、いろんな事業がございます。中山間地域直接支払制度とか、それから農地・水・環境保全向上対策とか、そういった直払的なのがございます。そういったものを使って補修のほうはできると。ただ、新設は、やっぱり耐用年数の間は、国庫補助は二重にはできないというふうに考えております。

○荒木章博委員 じゃあ、新たに設置するという国庫補助に対してはどうなんですか。

○小柳むらづくり課長 新たにはできます。ただ、市町村の鳥獣被害防止計画というのがございまして、市町村の防止計画にのっている、位置づけられた取り組みについて国庫補

助はございますので、まずは市町村の鳥獣被害の防止計画にその該当箇所をのせていただくということがまず大事かと思えます。

○荒木章博委員 了解しました。

○重村栄委員 今回の鳥獣被害の関連なんですけれども、駆除をされた、例えばイノシシとか鹿とか、こういうやつの利活用の話がさっきも出ていましたけれども、今は利活用がどんなふうな状況になっているのか、それに県がどんなふうにかかわってきているのか、今の現状をちょっと教えてください。

○小柳むらづくり課長 概数ですが、イノシシ、鹿で4万頭ほど捕獲されているというふうに言われております。その鳥獣の利活用が、まだ3%程度です。そのほとんどが自家消費だとか、それから埋却ということになっていると、十分な利活用ができていないということです。

それを、今度、24年度に新規のジビエ利活用事業といたしまして、鳥獣の獣肉を利活用する事業を、24年単県事業をつくりまして、いろんな関係者、旅館とか、それから司厨士協会とか、それから、もちろん食肉業者、狩猟者、そういった方たちで連絡会というのをつくりまして、流通から販売までどのような形で流通していけるかというこういった体制をまずつくりまして、この獣肉の利活用を進めていきたいというふうに考えております。

これまで、県内に10数カ所の加工所を整備しておりまして、今後もそういった——まず捕獲して、やはり余り時間がたつともう流通できませんので、その捕獲したところのそばに加工所あたりを設けまして、すぐに処理してそれを流通に回すというような取り組みも必要ですので、そういった加工所のほうの整備もあわせて進めていきたいというふうに考えているところです。

○重村栄委員 今加工所は何カ所ぐらいあります。それと、その加工所設置に対する補助とか、そういうのがどのくらいあるのか。

○小柳むらづくり課長 加工所の数はちょっと忘れちゃったけれども、10カ所と、それからほかにありますので、済みません、正式には10数カ所だと思いますけれども、これも先ほど申しました鳥獣被害総合対策交付金の補助事業が使えます。それと、地域チャレンジ事業というものがございまして、県の単県事業、企画課が持っている事業がございまして。この事業でも、集落のほうが事業主体となったような鳥獣被害の加工所をつくることもできますので、国庫補助、それから単県のチャレンジ事業あたりを活用して設置ができるということです。

○重村栄委員 私の地元の小岱山麓で結構イノシシが出ていて、いろいろ駆除とかされているんですが、加工所をつくりたいという話を民間の方で話されているんですけども、用地がないと、これはどげんかならぬかというちょっとお話があるんですけども、じゃあ、そういった御相談には乗っていただけらるんですね。

○小柳むらづくり課長 まず、市町村に相談していただいて、それから、その後県のほうに相談いただければというふうに思います。

○重村栄委員 わかりました。

○佐藤雅司委員 全体的なことなんですが、事業執行に不測の日数を要したためと、やたらと多いですね。確かに、農政部とか、それから土木あたりの事業課については多いのは当たり前かなというふうな感じもするんですけども——それから、最近では補正が3次

補正、4次補正と出ております。それぞれ皆さん方が御努力なさって、予算確保に努力されていることはよくわかっているんですが、やっぱり現年主義という予算の性格からしますと、確かに理由としては——事業執行を4月以降、やはり80何件のうちの70何件が、事業が終わっているとか、そういう話もこの決算の中ではありますけれども、そのほか、不測の日数を要したという理由の中に——やっぱり予算は目標ですから、ある程度目標というものを立てないと、もう初めから諦めているといいますか、もう2年間でやってあるいは3年間でもやるんだ、あるいは基金なら基金事業でいいんですけども、何かそういうところが甘くなっているかないかなという——例えば用地交渉なんかについても、もともとやっぱり難しい地域を箇所箇所上げていって、結局何もできない、事業中止とか、いろんなことで用地交渉が暗礁に乗り上げたとか、初めからわかっているのにわざわざそこを上げる、そのことも理由としては——まあ、かなり要望が強いとか、そんなところもあるかもしれませんが、これはやっぱりあんまり多過ぎると、逆に、努力の、何と申しますか、軽重を問われるといいますか、そういう感じになりやせんだろうかという、そんな心配をしておりますけれども——どなたか、全体的にそういうことがないような対策を、こんな細かなことを講じておりますとか、ありませんか、何か。

○田上農村振興局長 農村振興局の田上でございます。

繰り越しにつきましては、農村振興局は、特に4次補正の予算が41億円参りましたので、非常に大きな額となっております。ただ、農村整備関係の予算全体で見ますと、22年度に急激に落ち込みまして、今補正予算が1年間をやっていく中では非常に貴重な財源となっております。この補正予算につま

しては、補正予算があった場合は適切に取りにいくと、積極的に取りにいくということでやっております。

ただ、委員おっしゃいましたように、現年分につきましてはの予算執行につきましては、地元から予算要望があります秋口、今ぐらいの時期に地元から翌年度要望がありますので、それにつきましては、きっちりできる工区を設定して、できるだけ予算が効率的に使われるように、今努力しているところでございます。

○佐藤雅司委員 決して、皆さん方が努力をしないということは、私も聞いておりますから、それは申し上げません。ただ、どうもやっぱり年末から年始にかけて1週間で、何か厳しい話があったとか、そんな話も聞く。しかし、それは裏がちゃんと——公文でやるにしても、事業を開始するにしても、やっぱり早く連絡をしていながら、年度内に完了させるんだという一つの目標、意気込み、こういったものがないと、なかなか相手には——相手があることですから、うまく事業もいかないんじゃないかなということを常々考えております。

ここにもう数字として出てきましたので——もちろん補正で頑張っていらっしゃることはよくわかっておりますので、その点を、ぜひそれぞれの課内で頑張ってもらうように、目標を立てるぞとって頑張ってもらうように、要望しておきたいと思えます。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○高野洋介委員 団体支援課にお尋ねしたいんですけども、2カ所お尋ねします。

まず、16ページの農業金融対策費、これは5,000万ぐらい不用になっておりますけれども、この1の、資金需要の見込みが少なかつ

たためという話になっておりますけれども、事業の概要の1から7までありますけれども、これのどの部分が大半を占めているのかというのと、2点目は、21ページの林業・木材産業改善資金助成金、これは3億1,000万予算がありますけれども、不用額が2億8,000万ありますよね。これについて、ちょっと詳しくお尋ねいたします。

○吉田団体支援課長 まず、16ページ、農業金融対策費でございまして、それぞれ執行残がございまして、一番大きいものは、6番の県低利預託基金貸付金が一番多いございまして、3,000万円余ということでございまして、それ以外は、200万円とか16万円程度でございまして。

それから、基本的に貸付金の執行残がほとんどでございまして、あと委託料と補助金の執行残がございまして、その執行残は250万程度ですので、ほとんどが貸し付けの執行残でございまして。

資金需要につきましては、変動がございまして、基本的には多い年に——補正ということではできませんので、多い年に合わせて予算を確保させていただいておりますので、年度によっては執行残が多くなる場合があります。特に林業等につきましては、機械等の大型案件が出てきた場合、その年は急に金額が大きくなりますので、絶対下げないということでやっております。

○高野洋介委員 ちょっと今説明が飛び飛びだったんですけども、農業金融対策費は、6番のやつが3,000万円ぐらいと、あとは、少しはそれぞれ執行残が残っているということだと思います。林業のほうが、多い年に合わせてやっているとこの答弁の解釈でいいんですよね。

○吉田団体支援課長 過去、大型機械等が導

入されたという時期に必要な金額も一つの基準にしておりますけれども、前年度に翌年度の需要見込み等を関係機関に問い合わせ、そのような需要があるかもしれないという聞き取りをしている場合は、その金額を確保して要求します。ただ、昨年度は、その貸し付けまで至らなかったという、そういう流れになるということです。

○高野洋介委員 なぜ、その執行のあれがなかったのかというのがすごく疑問なんですよね。だから、見込みという形で予算を計上するわけですよね。けど、見込みよりも全然、特に林業なんか、3億1,400万あって、不用額が2億8,000万というのがあるんですよね。最初から、予算をつけるときに——執行するために予算をつけるような私は気がするんですけど、違うんですか。

○吉田団体支援課長 貸し付けでございまして——事業者の方が来年度計画を立てておられて、大型機械を導入するというそういう情報がございます。そういう場合には、県としては、遅滞なく資金需要に応じるために、その予算額を当初にお願いして確保していると。結果として、事業実施に至らなくて執行残となるということでございます。

○高野洋介委員 説明がちょっと難しいんですけど、私の解釈からすると、何かそういううわさを聞いて、来年度はこの企業が大型機械を導入するかもよというような話を聞いて、自分たちで予算を組んでいるというふうな解釈をするんですけど、普通だったら、多分聞き取りとかいろんなことをしながらコミュニケーションを図って、じゃあ来年度やりますかという話の中で予算を立てるような気がするんですけど、違うんですか。

○吉田団体支援課長 当然森林組合とか関係機関から状況を聞き取りまして予算立てをするわけですけども、事業実施に至らなかったという例は過去にもあったということでございまして、事業者の方が事業着手に至る——景気の動向とかございまして中断される場合がございまして、そこにつきましては、県としては、できる限り需要があるというものについては応えるというのを基本姿勢にいたしておりますので、今まではそういうふうな形で予算確保をしていたところでございます。

○高野洋介委員 こういう議論を続けていても、多分あんまり埋まらないかもしれませんが、やっぱり大事なことは、今農林水産業って物すごく厳しいじゃないですか。ですから、多分基本的に——資金繰りの関係でストップするところもあると思うので、なるべくそこがないような形を部全体で——力強い農業をつくるんだったら、それなりのまた違う場面でもきちんとやりながら、やっぱりきちんと、こういう資料が出たときに説明をせんと、これで、ただ単にこう出されて、不用額が2億8,000万ありますだけだったら、多分疑問に思う方々がたくさんいらっしゃいますので、今後きちんと、説明のときにはそういう説明もしながら委員会に臨んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 私も、今高野先生が御指摘のところをまさしく質問しようと思っていたんですけども、予算額の9割が不用額なんですよね、確かに。逆に、22年、21年のその予算と支出の金額とかわかりますか。

調べていただいている間に、監査にちよっ

とお尋ねしたいんですけども、その9割近くの不用額というのは、特に何も問題ない感じですかね。こういうお尋ねをしていいですか。

○本田監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

予算について、不用額の残というものの多さというものについては、特段——予算執行にかかわるものではございませんので、監査のほうで特に問題として掲げるといようなことは、これまでできておりません。

○前田憲秀委員 すると、予算を承認する議会側にもしっかり責任があるというふうに捉えていいんでしょうかね。

もし、数字がわかったら言っていたきたいんですけど、いいですか。

○吉田団体支援課長 平成19年が1億8,000万、平成20年が1億6,000万、21年が9,300万、22年が、実数が4,100万ですね。

○前田憲秀委員 済みません、今のは予算額……。

○吉田団体支援課長 実績です。

○前田憲秀委員 予算と実績の割合を知りたいんですけども。

○吉田団体支援課長 実績のみで——予算は、済みません、今度御報告したいと思いません。

○前田憲秀委員 わかりました。時間がかかりますので——今、19年が1億8,000、1億6,000、9,300、4,100だったですかね。ことは、予算で——今のは支出額ですか、予算ですか。

○吉田団体支援課長 貸し付け実績ですね。

○前田憲秀委員 貸し付け実績ですね。ことしが2億8,000、ちょっと予算の額を聞いてみないと割合もわからないんですが、私が特にお願いをしたいのは、本当にこの資金を必要としているのに使えなかったとか、こういう制度があるというのがわからなかったなんていうことはないですよね。どうでしょうか、そこは。周知徹底といいますか。

○吉田団体支援課長 制度につきましては、私どもの資金につきましては、関係団体に周知をするように努めております。林業、木材産業関係団体に周知しておりますので、知らなくて使えなくてという話は聞いておりませんので、資金需要に応えるためにあらかじめ準備しておきたいという姿勢で臨んでおります。

○前田憲秀委員 そういうお答えですけども、やはり見込みを3億1,000見込んでおいて、実際は、9割はもう不用だったということですので、何らかの問題もあるのではないかなと思います。

例えば、いろんな設備資金にしても、単年度で必要なものじゃなくて、何年かかけて必要というのはもちろん理解できる場所ですので、そこはしっかり、必要だけでも利用できなかったということが絶対にないように、そこは徹底をしていただきたいということを要望させていただきます。

○吉田団体支援課長 済みません、内容だけで、前提の御説明をちょっと忘れておりました。

これは特別会計ですので、当年度予算という形で一般会計から支出するというのではなくて、残をそのまま翌年度に予算で計上で

きるというシステムですので、そういう法律の中でやっておりますので、そういう内容になっております。

○前田憲秀委員 わかりました。

先ほど説明の中でも、次年度繰り越しというお話があったと思うんですけども、この不用額は、この目的できちんと繰り越されるというわけですね。

○吉田団体支援課長 そういうことです。

○前田憲秀委員 そこは、ぜひ備考欄にも、しっかり書いといていただいていた方がいいかなと思います。

○吉田団体支援課長 わかりました。

○西岡勝成委員 93ページの地域活性化交付金6億、この内容についてちょっと説明を、振興課長。どんな内容。

○平岡水産振興課長 赤潮対策でいかだの施設整備等を行っておりますが、これに係る事業でございます。

○西岡勝成委員 全部きれいに使ったわけですか。

○平岡水産振興課長 全部使っております。

○西岡勝成委員 民主党政権になって、県を通らんで直接——赤潮対策のときもそうだったんですが、直接組合に行ったり、6次化産業のときの金が個人に行くパターンが——県を通らぬで行く金が非常に多いんですね。ところが、魚類養殖組合の、海水養殖組合の避難漁場、これも直接、かなりのお金が国から行って、それが今ちょっと問題になって、急激にやった関係もあるかもしれぬけど、使え

ない。避難漁場に使えない。すると、今度は、後整備をせないかぬ。法会から、施設整備した分の始末は組合でしてくださいというようにことになって、組合が1億ぐらいの金を持ち出さないかぬような形に今なっていると聞いているんですけども、そういう金が多いんです。実態がわからぬで、ぼくと、組合に金を流したり個人に流したりする。県が関与をしていない。県の担当課に聞いても、わかりませんというような、私たちのところは通っておりませんというような形。個人に行った金も、6次化の金ですけれども、これも大きな問題が今生じているんですけども、県のノウハウが生かされないんですね。直接、ぼくと行く。

この辺は、ちょっとやっぱり決算の中でも考えておかないと、ある程度無駄ですよ。そして、また、使ったところの組合も、何億円と金をまた処理に出さないかぬというようなことになっているので、非常に私は大きな問題だと思いますけれども、その辺はどうですかね、局長。

○鎌賀水産局長 例えば、今委員お話になりました海水養殖漁協に対する赤潮対策の資金、これは申請手続等は県でもかなりの部分手伝っております。ただ、補助金を受けるに当たっては、漁協のほうの意思決定というのが最優先、まあ国と漁協との関係ということで、そのところは県の意思が十分反映されていないといえますか、助言が効かなかった部分があるのかもしれませんが。

ただ、各種団体、なかなか事務手続にはなれていないということもありまして、ある程度は県が積極的に関与できるという部分はあると思いますが、制度上、県に全然お知らせがなくて、直接国とのやりとりで補助金が出されるということもありますので、そのあたりは無駄がないようにといえますか、スムーズに補助金の目的を達成できるように、

国のほうにもお願いをしていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 無駄もだけど、要するに、事業主体が困ってくるような状態になるのが一番私は大変だと思うんですね。その辺は、ひとつやっぱり県も積極的に相談なり関与をしていただいて——個人の事業者も大変ですよ。やっぱり、いい話だと思ってぱっと飛びつくと、そこにはブローカーみたいな人がおって、もう完全に抜き取られてしまっているような話を聞いておりますし、6次化の話はですね。そういうことも含めて、ぜひ事業執行に当たっての——全く知らないわけじゃないわけですから、相談なり、積極的に関与をしていただきたいと思います。

もう1つ、農林漁業は、もう全体的に地域が疲弊して、高齢化は進む、過疎化は進む、後継者はいない。その中で、私もずっとヨーロッパあたりを見ていると、機械化、技術革新にしろ、物すごく先に来ていたんですね。ゾーリングンという会社があるのか知らぬけれども、要するに、そういう技術革新をして、合理化をして、人をあんまり使わないような体制づくりをやっているんですけども、日本の国は、非常にその辺が少ない、できていないと思うんですね。

例えば、地元の話で申しわけないんですけども、牛深漁港というのは、県下唯一の漁港、まき網船団も入ってきます。かなりの水揚げがある。すると、魚の選別機がないんですね。魚というのは、いろいろな、例えば、きょうも朝からアジとカタクチイワシがまざっているのが揚がっていましたが、これは800円です。すると、隣の阿久根漁港には、ちゃんと選別機がある。すると、アジは1,300円近くするんですね。用途がもうはっきり分かれる。すると、まざっているやつはもう餌にしか使えないんですよ。だんだんそういうことをやっていると、まき網船団も違

う漁港のほうに、値段が安いですから、持っていく。

そういうことをもうちょっと振興課で、農林漁業全ての振興課で、やっぱり技術革新というか、その辺に力を入れていかないと、高齢化、後継者不足、これは急激にまだまだ来ます。そういう流れの中で、人を使わぬように——今までは人がどうにかおったから、魚も人手で選別をしたり、3枚におろしたりできよった部分が、もう10年もせぬうちにできない。実際言って、牛深漁協はそれができないから、そのまま、まざったままで売るのでそういう値段になっているということですから、漁民も大変だし、漁協も水揚げ料が上がらないというようなことですから、もうちょっと振興課で技術革新に、金を余すことなく、やっぱり積極的に動いてほしいと思います。

これは、漁協あたりが資金力がないんですか、要望がないんですか、水産振興課長。

○平岡水産振興課長 要望がないという状況です。

○西聖一委員 むらづくり課の38ページです。

これはちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、契約不履行の内容をお聞きしたいのと、これはレアケースだろうと思いますけれども、この業者に対してのペナルティーはどのような措置をされたか、ちょっと教えてください。

○小柳むらづくり課長 ペナルティーというか、倒産をしてしまいましたので、工事が続行できないということで、それで保証会社、具体的に申しますと西日本建設業保証会社というものが保証を受けておりますので、この会社のほうで工事契約違約金を500万、この契約された金額を県のほうに納めたというこ

とになっております。

○西聖一委員 じゃあ、倒産でしょうがないというのはしょうがないんでしょうけれども、さっき佐藤先生もおっしゃったとおり、今繰越事業が大変多い中で、業者にはもう年度内に終わらせろという指導をどんどんしていく中で、無理した入札とか、無理した請負をされると、こういう会社がまた出てくる可能性があるんで、そこら辺の監督、指導というか、入札に対しては適切にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員 流通企画課、34ページ。くまもとファン拡大事業というので、430万ぐらい予算がついていますけれども、これは何年か前からやられている事業ですよ。前から気になっていたんですけども、こういうのはどれだけの成果が出ているのか、ちょっとお尋ねします。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。

ファン拡大事業につきましては、基本的に、1つはファンをふやすということでの、いわゆるネットといいますか、ホームページへの掲載、あるいは熊本のファンということでの誘友大使さんなり、あるいは熊本のサポーターに対します情報の配信等々を行っているところでございます。

その関係で、熊本のファン、熊本のことを非常に好きになっていただいている方というものの数字をとっておりますけれども、これが8割、9割という形でのあれを——いわゆる一步一步、熊本の情報提供の中で熊本のことを知っていただく、そして、なおかつファン拡大という中で、その方に熊本のことをPRしていただくということで、熊本の誘友大使さんにつきましては、169人という方にお

願いをしておりますけれども、そういうような活動の中で、その方々が、東京におきますいろいろなイベントの中でPRしていただく、あるいは自分の店で熊本のいろんなフェアというのを企画していただく、そのような形での取り組みを進めておるところでございます。

○浦田祐三子委員 予算的にはそんなにかのかなというふうに感じるんですけども、それ以上の成果が上がるような取り組みをまた今後も続けていただきたいんですけども——何ですか、「赤で売り込む」というやつも、やっぱりそういうのもしっかりイメージ戦略も定着していただけるような、今後またそういった情報発信もしていただきたいと思っております。

以上です。

○荒木章博委員 もう時間の関係がありますので簡単に言いますけれども、2点ほど団体支援課にお尋ねをしたいと思います。

13、14ページに、かなりの収入未済の件で理由が書いてありますけれども、これは連帯保証人とかその組合とか、そういうもののかみ合いは、どうなっていますか。

○吉田団体支援課長 基本的に、連帯保証人についても、未納がございます場合は催告をするという姿勢でございます。きちっと分納されている方につきましては、そこまでは行っておりませんが、分納が滞るとかいう方につきましては、連帯保証人に催告をするというようなことを面談で、お会いしまして、これ以上分納が滞るようであれば連帯保証人にも請求させていただきますというふうなお話をして、今分納を、先ほども御説明いたしましたけれども、9割方が分納という形で進めさせていただいております。

○荒木章博委員 審査の仕方も、ちゃんとやっぱりある程度見込みを持ってやらないと、こういうことが生じるんだらうと思っております。

それと、JAの残業未納金の件は、もう終結したんでしょう。把握されていますか。

○吉田団体支援課長 正式な報告を受けておりませんので、まだ十分な把握はしておりません。

○荒木章博委員 もう2週間ぐらい前ですかね、1週間か2週間ぐらい前に判決が、判決というか、和解がおりて、全面JAが負けなんです。そういった中に、やっぱり監督機関という団体支援課が、全面敗訴的な中で、支援の指導のあり方というのをもっと僕は考えるべきだというふうに思います。要望です。

以上です。終わります。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、農林水産部の審査を終了いたします。

これより、1時15分まで休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後1時16分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

荒木委員が若干おくれるというようなことでございますので、これより始めたいと思います。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、真崎商工観光労働部長。

○真崎商工観光労働部長 平成23年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として委員長報告第4の1にありますとおり、「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」との御指摘をいただいております。

当部の未収金につきましては、一般会計において高等技術訓練校授業料未収金、委託訓練受講経費の返還金に係る未収金及び中小企業従業員住宅使用料未収金の3本、特別会計において中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

なお、中小企業従業員住宅使用料未収金及び中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、商工観光労働部の指摘事項としまして、委員長報告第4の8にありますとおり、「中小企業従業員住宅については、債権管理を徹底するとともに、目的外使用がなされないよう適正管理に努めること。」との御指摘、また、委員長報告第4の9にありますとおり、「中小企業は厳しい経営環境にあることから、中小企業振興資金など中小企業の資金需要には柔軟に対応する一方で、未収金の回収については、公平・公正の観点から、引き続き適切な対策を講じること。」との御指摘をいただいておりますので、あわせて御説明申し上げます。

まず、高等技術訓練校授業料未収金につきましては、昨年11月に途中で退校した訓練生の後期の授業料でございます。退校後、連絡

が取れなくなっておりますが、8月に所在が判明し、現在、納付の催告を行っているところでございます。

また、委託訓練受講経費の返還金に係る未収金につきましては、分納誓約書を提出させ、繰り返し催告を行っておりますが、債務者が就職をしても短期間で離職を繰り返し、無職の状態であることから、納付が滞っております。そのため、ハローワークと連携し就職等についてのアドバイスを行うなど、催告とあわせて債務者が就職し、納付につながるように努めております。

次に、中小企業従業員住宅使用料につきましては、分納金の増額を繰り返し要請したものの、会社の業績不振を理由に応じなかったため、今年3月末を納期限として全額返済の催告を行うとともに、滞納や目的外使用等を理由とした賃貸借契約の解除を通知し、8月末までの建物返還を求めましたが、未納額の返済、建物の返還ともになかったことから、法的措置を講じることで現在準備を進めているところでございます。

最後に、中小企業振興資金特別会計未収金については、平成23年3月に庁内の未収金対策連絡会議で定められた未収金対策強化に向けた県の取組基準に基づいた対策を進めるとともに、年度当初に所管課が中小企業振興資金特別会計における未収金対策基本方針を作成し、債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、計画的かつ適正な回収を行うべく、引き続き努力しているところでございます。

今後も、預金差し押さえや新規延滞先に残る担保物件の処分等の法的措置にも取り組み、未収金の回収に努めてまいります。

また、その一方で、債務者及び連帯保証人の破産や無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、内容を精査し、債権放棄による整理についても検討を進め、平成23年9月定例県議会において、

1 貸付先に係る165万円の債権放棄についての議案をお諮りし、御了承いただいたところでございます。

続きまして、当部の平成23年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成23年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。一般会計の歳入は、収入済み額が381億5,873万円余で、収入未済額は934万円余でございます。これは主に、先ほど御説明申し上げました中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は440億9,151万円余、翌年度繰越額が4,225万円余で、不用額は18億5,270万円余となっております。翌年度繰越額につきましては、くまもとソーラーパーク推進事業における住宅向けの太陽光発電システム設置補助につきまして、2月末日まで申請を受け付けたことから、年度内の事業完了が困難となり、やむを得ず繰り越したものでございます。不用額につきましては、大きなものとしまして、企業立地促進資金融資におきまして新規貸し付けの申し込みがなかったものによるもの及び県や市町村が実施しますふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、事業費が計画を下回ったことにより発生した執行残でございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が66億2,597万円余、不納欠損額が165万円、収入未済額は31億9,087万円余でございます。これは、先ほど御説明申し上げました中小企業振興資金特別会計貸付金の未収金に係るものでございます。歳出では、支出済み額が44億4,389万円余、翌年度繰越額が3億9,974万円余、不用額は7,435万円余となっております。翌年度繰越額の主なものは、工業団地施設整備事業において工法の決定に時間を要したため、やむを得ず繰り越したものでござい

ます。不用額につきましては、主に菊池テクノパーク整備に係る用地取得費の執行残でございます。

以上、当部の平成23年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

まず、木村商工政策課長。

○木村商工政策課長 商工政策課の課長の木村でございます。着座のままで、御説明を申し上げます。

まず、決算特別委員会の資料に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項ということで指摘事項がございましたので、御説明申し上げます。

指摘の内容は、お手元の資料の「平成22年度予算で支出すべき福岡事務所非常勤職員の平成23年3月分の報酬が、平成23年4月に誤って平成23年度予算から支出されている。支出命令の決裁時に年度区分等のチェックを的確に実施すること。」ということで、もう全く御指摘をいただいたとおりのことございまして、支出のいわゆる支払いの段階で、月を誤って会計システムに入力したことに伴うミスでございます。年度を誤って入力したことによる誤りでございます。さらに、その後の決裁のチェックの際にも、この誤りに気づかなかつたものでございます。まことに申しわけございませんでした。

今後は、職場研修等を通じまして、経理担当だけでなく、福岡事務所はちょっと職員の数が少ないのもあるんですけれども、そうした中で全員が、課全体でその経理の知識とか適正な処理に心がけるよう、そしてまた相互のチェック、二重のチェックというのを怠らないような体制をしっかりと組んで、このよう

な誤りがないように努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明を差し上げます。この横の、こちらの決算特別委員会の資料でございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

商工政策課でございます。一般会計の歳入でございます。

財産収入、諸収入等ございますけれども、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、3ページでございます。歳出の項でございます。主な大きいところ、3ページ、4ページで御説明申し上げます。

3ページの商業総務費でございますが、344万円5,000円の不用が生じております。これは事務費の経費削減による不用ということで御理解いただければと思っております。

4ページでございます。

大阪事務所費のほうで197万6,000円の不用が発生しておりますが、これにつきましては、事務費の経費削減もありますけれども、職員宿舍の借り上げ経費につきまして、職員数が当初の予定より1名減ということによりまして、約170万円の不用が出ておるところでございます。

以上、商工政策課関係でございます。よろしくお願い申し上げます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課の伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、平成23年度の商工振興金融課の決算状況につきまして御説明をさせていただきます。資料は、委員会説明資料の5ページをお願いいたします。一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰入金並びに諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。

続きまして、6ページをお開き願います。6ページから7ページまでが、一般会計の歳出に関する調べでございます。

商工費のうち不用額の大きいものは、中小企業振興費でございます。2,559万円余の不用額が生じております。このうち主なものは、商工会・商工会議所・商工会連合会補助につきまして、補助対象職員の休職などによって、補助対象経費中の人件費が減少したことなどに伴う執行残でございます。

その他は、主に事業費の経費削減に伴う執行残でございます。

次に諸支出金でございますが、これは高度化資金の原資等として、中小企業振興資金特別会計に繰り出すもので、不用額はございません。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから9ページまでが、中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、8ページの歳入に関する調べでございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、繰越金におきまして、予算現額と収入済み額に14億1,315万円余の差額が生じておりますけれども、予算現額は歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次の諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金元利収入及び延滞違約金をあわせまして、31億9,087万円余の収入未済額が生じております。収入未済額につきましては、別添の附属資料をお願いいたします。

附属資料の3ページから4ページに、詳細を記載しております。まず最初に、3ページをお開きください。

まず、1の平成23年度歳入決算の状況について御説明いたします。

収入未済額の内訳は、償還元金が29億8,679万円余、償還利子が3,332万円余、延滞違約金が1億7,075万円余でございます。合計31億9,087万円余となります。これは、貸付先の倒産あるいは事業不振のため償還が困難になっているものの合計でございます。

次に、収入未済額の過去3カ年の推移について御説明いたします。

平成21年度の収入未済額は、下の合計欄にございますように、過年度分20億9,110万円余と、現年度分2億428万円余の合計22億9,538万円余でございます。

平成22年度の収入未済額は、過年度分22億8,619万円余と、現年度分1億2,512万円余の、合計24億1,132万円余でございます。

平成22年度におきましては、平成21年度に比べまして1億1,593万円余、未収金が増加しております。

平成23年度の収入未済額でございますが、まず過年度分でございますが、平成22年度未収金総額24億1,132万円余に対しまして、平成23年度中に2億1,396万円余を回収などにより措置できましたので、平成23年度におきましては、それを差し引きました21億9,735万円余というふうになっております。

次に現年度分でございますが、平成23年度におきましては2貸付先に対し繰上償還を命じたため、残金11億7,825万円余の延滞が発生しました。

これに対しまして、2億2,337万円余を回収した結果、現年度分元金としては、現年度分元金償還欄にありますように、9億5,487万円余となっております。

また、現年度利子として1,164万円余の未収金が発生しております。

延滞違約金につきましては、1貸付先が元金及び利子を完済したことにより確定した違約金のうち、延滞となりました2,699万円余

を現年度未収金として調定しましたので、現年度未収金の総額は9億9,351万円余となっております。

平成23年度収入未済額合計は、過年度分21億9,735万円余と、現年度分9億9,351万円余の合計31億9,087万円余となっております。

平成23年度におきましては、7億7,950万円余、平成22年度未収金と比べて増加しております。

次に、3の平成23年度未収額の状況について御説明いたします。

収入未済を生じております22貸付のうち分納中の貸付先は、15貸付先25億5,317万円余となっております。

次に、法的措置を行っている貸付先でございますが、2貸付先2億7,682万円余のうち1貸付先は、平成21年度に延滞となりました高度化資金で、担保不動産の競売を行いました結果、平成23年の5月に2,526万円余の配当を得たものでございます。

また、残りのもう1つは、平成20年度に延滞になりました高度化資金で、連帯保証人の給与差し押さえを行い、平成23年度中には54万円余を回収いたしております。

なお、生活困窮状態にあります貸付先は、5貸付先3億6,087万円余でございます。

次に、附属資料の4ページをお願いいたします。

平成23年度の未収金対策について、御説明をいたします。

当課におきましては、年度当初に未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定しております。毎月初めに課内の検討会議を行い、必要に応じて弁護士等への相談も行いながら、平成23年度中には年間126回の訪問、面談による収入、資産保有状況等の把握や返済督促等をきめ細やかに実施をいたしました。

特に、平成23年度に繰り上げ償還を命じた貸付先に対しましては、担保物件処分に

よる早期償還を働きかけ、1貸付先の担保物件2件中1件の処分により、平成24年5月に2億6,500万円を回収しております。このうち2億2,229万円余を平成23年分とし、残りの4,270万円余を平成24年分として収納しております。

また法的措置としましては、先ほど申し上げたとおり、2貸付先について不動産競売及び給与差し押さえの措置をとりました。

さらに、平成24年度の措置になりますけれども、ことし8月には、平成23年度に繰り上げ償還を命じた1貸付先の連帯保証人4名に対する預金差し押さえを実施し、9月末までに119万円余を回収いたしております。なお、平成24年度におきます現在までの回収額は4,671万円余となっております。

また、償還猶予先への経営改善計画支援のみならず、正常償還先も含めて巡回指導を実施し、貸付先の経営状況の把握に努め、県中小企業団体中央会あるいは中小企業基盤整備機構と連携しながら経営支援を行ってきております。

附属資料の8ページをお願いいたします。

平成23年には、回収努力を行ってもなお回収が困難な案件につきまして、不納欠損処分をしております。

県の債権放棄基準に基づき、今後の回収が不可能と認められました1貸付先に対する165万円の債権につきまして、平成23年9月議会にお諮りし、承認の議決をいただいた上で、不納欠損の処理を行ったところでございます。

未収金の回収につきましては、今後とも引き続き、継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県の基準に該当し、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、債権放棄による整理も視野に入れ、きめ細やかな対応を行っていきたくと考えております。

それでは、説明資料にお戻りいただきたいと思ひます。説明資料の9ページをお願いいたします。

特別会計におきます、歳出に関する調べでございます。商工費の中小企業振興資金助成費で678万円余の不用額が生じておりますけれども、これは主に、貸付事務費及び債権管理強化特別対策事業における事務費の経費削減や債権回収に係る費用が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

次の公債費についてですが、元金、利子それから公債諸費を合わせまして1,849万円余の不用額が生じております。これは、高度化資金に係る中小企業基盤整備機構からの借入に伴う償還金でございまして、高度化資金の貸付先から県へ償還された額に基づいて算出した額を県が中小企業基盤整備機構へ償還するものでございますけれども、当初の計画よりも償還の時期がおくれたことなどにより、平成23年度の償還額が見込みを下回ったため、不用額が生じたものでございます。

最後に諸支出金につきましては、県からの持ち出し分にかかわる高度化資金償還金を一般会計へ繰り出すものでございまして、不用額はございません。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課の大谷でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、定期監査における公表事項について、お手元の書類に基づいて説明いたします。

中小企業従業員住宅使用料の未収金につきましては、滞納金額に比して分納金額が少額であること、また賃貸借契約の解除後も、退去及び物件の返還がなされていないことから、分納額の増額、退去及び物件の返還等について明確な方針を策定し、引き続き滞納者と交渉するとともに、法的措置を検討するな

ど、引き続き未収金の解消に努めることとの御指摘がありました。

対応状況について、附属資料の5ページをお願いいたします。

この中小企業従業員住宅は、昭和43年から59年度までの間に、中小企業従業員の住宅確保等を目的に、県が厚生年金還元融資を受けまして従業員住宅を建設いたしまして、これを中小企業者に有料貸し付けを行ひまして、貸付料を完納した場合には、その住宅を事業者に譲渡するという事業でございます。

指摘の1社につきましては、分納金の増額を要請してきておりましたけれども、会社の業績不振が続いていることを理由に応じなかったため、平成22年6月に工場用地等に抵当権を設定いたしますとともに、今年3月には未収金の全額について返済の催告を行ひました。

また、目的外使用の是正に従わなかったことから、ことしの2月に賃貸借契約の解除を行ひ、さらにことしの7月には、8月末を建物の返還期限とする契約解除通知書を再度送付したところでございます。現在のところ、一般入居者は全員退去済みですが、代表者世帯が居住したまま返済も建物の返還もあつていない状況でございます。

このため、明け渡し及び未払い賃料の支払い請求に関する訴訟提起などの法的措置に向けて、現在準備を進めておるところでございます。できるだけ速やかに提起を行ひたいと考えております。

次に、23年度の決算の説明をさせていただきます。それでは、説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、今説明いたしました中小企業従業員住宅使用料を除き、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入については、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、12ページ下段にあります繰入金につ

きましたは、基金から事業所要額を繰り入れ
ましたことから、予算現額に対しては6億4、
000万円余少なくなっております。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページから17ページまでが、歳出に
関する調べでございます。

労働費のうちの、不用額の生じた主なもの
について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございますけれども、4
億9,915万円余の不用額が生じております。
この大半は、16ページ下段から17ページに
かけての県及び市町村が実施しますふるさと雇
用再生特別基金及び緊急雇用創出基金を活用
した雇用創出事業におきまして、新規事業の
立ち上げに時間を要したり、事業規模の見直
しや節減により、事業費が計画を下回ったり
したことから不用額が生じたものでございま
す。

不用額の大きな事業は、16ページの下から
3番目のふるさと雇用再生特別基金市町村補
助事業が6,600万円余、その下のふるさと雇
用再生特別基金事業の一時金と県事業の委託
料の精算残等で1億780万円余が不用額にな
っております。

ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成23
年度が最終年度であり、現在、事業の内容の
精査と最終精算を進めているところでござい
ます。

さらに17ページの一番上の緊急雇用創出基
金市町村補助事業が、精算残で2億2,200万
円余、真ん中の若年者緊急雇用創出事業、そ
の下の新卒等未就職者緊急雇用創出事業で、
それぞれ2,980万円余、3,320万円余の精算残
が不用額になっております。

なお、これらの不用額につきましては、本
年度以降において事業に活用しているところ
でございます。

労働雇用課については、以上でございま
す。よろしくをお願いいたします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課の
古森でございます。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査の結果でございま
すが、公表事項はございません。

それでは、説明資料の18ページをお願いい
たします。

歳入に関する調べでございます。

まず、使用料及び手数料でございますが、
表の中ほどに記載しております技術短大授業
料におきまして420万円余が、予算現額に対
して多くなっております。これは、技術短期
大学校の学生数が定数の220名を超えたこと
による授業料の増でございます。

次に、最下段に記載しております高等技術
訓練校授業料におきまして、5万円余の収入
未済額がございまして、収入未済額についま
しては後ほど説明させていただきます。

続きまして、20ページをお願いいたしま
す。

表の中ほどに記載しております国庫支出金
でございますが、不納欠損、収入未済はござ
いませぬ。

22ページをお願いいたします。

1段目に記載しております生涯職業能力開
発事業等委託金におきまして1,828万円余、
2段目に記載しております職業訓練事業委託
金におきまして3,065万円余が予算現額に対
して少なくなっております。これは主に、離
職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託
先に交付する就職支援経費が見込みより少な
かったことによる国庫委託金の減でございま
す。

続きまして、下から3段目と2段目に記載
しております財産収入、繰越金でございます
が、不納欠損、収入未済はございません。

続きまして諸収入でございますが、23ペー
ジをお願いいたします。

1段目に記載しております雑入において、
6万円余の収入未済額がございまして、

それでは、申しわけありませんが、別添の附属資料の6ページをお願いいたします。

まず、高等技術訓練校授業料の収入未済について御説明いたします。高等技術訓練校の授業料につきましては、前期と後期の2回に分けて納付することとしております。昨年11月に途中で退校しました訓練生の後期分の授業料が未済となったものでございます。退校後、再三にわたり電話等で連絡を試みましたが応答がなく、ことし3月に、4月末までに納付する旨の分納誓約書が送られてまいりましたが、その後、所在不明となっております。その後、ことし8月に天草の祖父方に、本人及び両親が同居していることが判明しました。そこで、現地を訪問し、9月中に納付する旨の誓約を得ましたが、現在のところも納付がない状況となっております。今後は、電話だけでなく、訪問等による催告を徹底してまいりたいと考えております。

次に、委託訓練受講経費の返還金でございます。これは、平成21年度の高等技術訓練校で行う委託訓練におきまして、雇用保険に入っていない受講者が、4月にさかのぼり雇用保険被保険者となりまして、受講対象者の要件を満たさないこととなったため生じました。このため、免許取得経費や訓練手当など10万円余を返還させる必要が生じたものです。分納誓約書を徴しまして、22年度までに4万円余を納付させているところですが、23年度は、就職しても短期間で離職を繰り返し無職の状態が続いていることから納付が滞り、6万円余の収入未済が残っております。

このため、催告だけではなく、ハローワークと連携し、就職等についてアドバイスをするなど、まずは就職させることで、納付が可能となる状態にしてまいりたいと考えております。

それでは、申しわけありません、説明資料の24ページに戻っていただきたいと思います。

ここから27ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

下段に記載しております職業能力開発校費でございますが、6,712万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、次の26ページをお願いいたします。

備考欄の上から2番目の中ポツ、離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて、委託先に交付します就職支援経費、これが見込みより少なかったことによる執行残によるものです。

それと、(4)施設等整備費の上から2番目の中ポツ、設備整備事業におきまして、電気設備の改修等の入札に伴う執行残によるものでございます。

次に、26ページの下段に記載しております技術短期大学校費でございますが、1,828万円余の不用額がございます。

その主なものは、(2)の短大運営費のうち、上から1番目の中ポツ、技術短期大学校管理運営費におきます教育実習教材等経費や施設管理業務委託などの経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課奥菌でございます。よろしく願いいたします。

説明資料の28ページをお願いいたします。一般会計の歳入に関する調べでございます。

歳入につきましては、28ページから31ページまでまとめてございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして32ページをお願いいたします。

ここから37ページまでが、歳出に関する調べでございますが、不用額の大きいものについて御説明させていただきます。

33ページをお願いいたします。

表の下段になりますが、工鉦業費の中の工鉦業振興費において、2,104万7,000円の不用額を生じております。

主なものにつきましては、次の34ページでございますが、備考欄の9段目、次世代モビリティ普及促進事業がございます。これは、電気自動車の普及促進を図るため、充電インフラの整備やホンダとの包括協定に基づく実証実験等を行う事業でございますが、主に電気自動車等の充電設備の施設に係る工事関係の執行残でございます。

それから2つ飛びまして、震災関連復興地域企業支援総合補助事業というのがございますが、これにつきましては、東日本大震災の影響を受けた県内企業の支援を行う事業でございますけれども、県内企業の震災からの回復が比較的早く、相談件数や専門家派遣の事業経費が見込みを下回ったものによる執行残でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

産業技術センター費で、2,376万7,000円の不用額が生じております。その主なものにつきましては、備考欄の(3)の試験研究費の3番目でございますが、新規外部資金活用事業におきまして、国等からの委託や補助事業の採択件数及び金額が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

それから、その2つ下を書いてございます有機薄膜技術拠点形成事業につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

なお、産業技術センターにおきましては、先週金曜日でございますが、新聞で書籍代未払いの記事が掲載されておりました。産業技術センターにおきまして、平成21年度に購入しました定期講読書籍のうち約23万円につきまして支払いが未納のまま、平成23年6月になり未払いの指摘を受けまして支払いを行った事例が発生しております。総務部門と現場

の意志疎通の不備あるいは納品の際のチェック体制の不備が原因でございました。このような事例を発生させましたことに、深くおわびを申し上げるところでございます。申しわけございませんでした。

産業技術センター関係は、以上でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出に関する調べでございますが、翌年度への繰越はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課の山下です。よろしくお願いいたします。

決算状況につきまして、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。

定期監査におきまして、公表事項はございません。

それでは、まず39ページをお願いいたします。一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰越金でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、40ページから41ページまでが歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

企画費の計画調査費ですが、402万8,000円の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業概要の2番目の電源立地地域対策交付金事業の執行残、経費の節減による不用額でございます。

次に、工鉦業振興費ですが、331万4,000円の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業概要の2番目の新エネルギー導入・技術実証事業及び3番目の太陽光発電を利用した農業の実証事業の執行残による不用額でございます。

41ページをお願いいたします。

新事業創出促進費で、3,437万8,000円の不用額が生じております。

その主なものは、くまもとソーラーパーク推進事業に係る不用額でございます。補助事業の予定件数に申請件数が達しなかったための執行残でございます。

次に、委員会の附属資料で、繰越事業について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。くまもとソーラーパーク推進事業でございます。

昨年11月補正で御承認いただきまして補助事業に着手いたしました。申請を2月29日まで受け付けたことから、一部の補助事業者の太陽光発電システム設置工事が年度内に設置完了が見込めなくなり、翌年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 企業立地課の渡辺でございます。

定期監査におきまして、公表事項はございません。

説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に6億200万円余の差額が生じております。これは、43ページの企業立地促進資金貸付金回収金で、新規貸付金に伴う回収金を見込んでいたところ、申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業

振興費に7,300万円余の不用額が生じております。これは産業支援サービス業等立地促進補助金において、補助金交付申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、工鉱業総務費に10億円余の不用額が生じております。

不用額の主なものは、企業立地促進費補助において、補助金交付申請が企業側の都合によりまして次年度以降に延びたこと、また企業立地促進資金融資事業において、新規貸し付けを見込んでいたところ、申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、飛びまして48ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

財産収入の予算現額と収入済み額に1,700万円余の差額が生じておりますが、これは熊本港臨海用地における土地貸付料でございまして、予算現額に歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2億6,500万円余の差額が生じております。こちらも予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、1ページ飛びまして50ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

財産収入において、予算現額と収入済み額に3,600万円余の差額が生じておりますが、これは工業団地の賃貸収入と売却収入が見込みを上回ったこと等によるものでござい

す。

次に県債でございますが、予算現額と収入済み額に4億2,700万円余の差額が生じております。これは、菊池テクノパーク整備事業におきまして、隣接地との高低差を処理するために必要な擁壁設置の工法決定に時間を要しまして、工事費の一部を繰り越したため、県債収入が減額となったものでございます。

次に繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に5,800万円余の差額が生じております。これは、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に51ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、4,600万円余の不用額及び3億9,900万円余の次年度への繰り越しが生じております。

その主なものは、工業団地整備事業費によるもので、不用額につきましては菊池テクノパーク整備に係る用地取得費の確定に伴う執行残でございます。

繰り越しにつきましては、附属資料の2ページでございますけれども、先ほど歳入でも説明いたしましたが、隣接地との高低差を処理するための擁壁の工法決定に時間を要したため、工事費を繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗状況は70%となっておりますが、今年度中に工事は完了する見込みとなっております。

次に、同じ附属資料の9ページをお願いいたします。県有財産の処分でございます。

益城町のくまもと臨空テクノパークのうちA区画及び道路等の公共施設を売却し、また同工業団地及び白岩産業団地におきまして共同整備事業の用地として、それぞれ益城町及び甲佐町に売却したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原観光課長 観光課の小原でございます。よろしく申し上げます。

定期監査におきまして、公表事項はございません。

説明資料の53ページと54ページが、歳入に関する調べでございます。いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、説明資料の55ページが歳出に関する調べでございます。

下段の観光費についてでございますが、1,031万円余の不用額が生じております。いずれも執行残によるものでございます。

中で大きいものが、備考の3番目の観光標識整備事業というところの280万円余などでございます。

観光課については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○山内国際課長 国際課の山内でございます。よろしく申し上げます。

定期監査におきまして、公表事項はございません。

説明資料の56ページからが歳入に関する調べでございますが、不納欠損、収入未済はございません。

次に、説明資料の57ページと58ページが歳出に関する調べでございます。

特に不用額の大きかった事業は、まず57ページ備考欄の下から9行目といたしますか、真ん中ちょっと下でございます、旅券発給事務費の722万円です。これは、権限移譲に伴い旅券窓口となった市町村と県との間の輸送料が見込みより少なくなり、一般役務費の残額が大きくなったものでございます。

次に58ページで、備考欄一番下の県産品チャイナチャレンジ支援事業の684万円でございます。これは原発事故に伴い中国の輸入規制により事業の一部が実施できなくなり、旅費と一般需用費の残額が大きくなったもので

ございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○坂本くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課の坂本でございます。

定期監査におきまして、公表事項はございません。

23年度の決算状況につきまして、お手元説明資料の59ページが一般会計の歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に60ページですけれども、歳出に関する調べでございます。

主なものといたしまして、商業総務費で1,007万円余の不用額が生じております。

その主なものは、60ページの最下段にありますKANSAI戦略推進事業並びに次の61ページにあります、一番上にありますが、県産品販路拡大推進事業の経費節減による執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で、執行部の説明が終わりました。

ここで、10分休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時13分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○重村栄委員 眠気覚ましに質問したいと思います、一番元気よかった古森課長に。別にいじめるんじゃないですから。

18ページ、技短の授業料が予算よりも多かったです、これは学生数が増加したこと

に伴う収入増ということでしたが、220名です。何名多かったのかということ、その多くなったのはどういう理由で多くなったのか、聞かせていただけますか。

○古森産業人材育成課長 技術短期大学校は220名と、委員御指摘のとおり、定数は決まっておりますが、残念ながら留年者が出ておまして、それで定数よりも多くなっております。

済みません、正確な数字については、今手元に持っておりません。

○重村栄委員 わかりました。

もう1つ。企業立地課、44ページ。工鉱業総務費、これは先ほど、午前中の農水のほうでもちょっと出たんですが、予算現額に対して支出済み額が少なく、10億ほど不用額が出ているんですが、当初予算を組むときとその差が出たのは、どういう理由でそういうのが出たのか。予算を組むときいろんな——これは、さっきの説明だと新規貸し付けがなかったとか、申請額が少なかったとかいうことなんですけれども、多分、予算を組むときにはそれなりのもくろみがあって組まれた数字だろうと思うんですが、それが、もくろみが外れているのは何で外れているのか、きちんとした意向確認ができていなかったのかどうか、その辺の理由をちょっと聞かせていただきたい。

○渡辺企業立地課長 企業立地課でございます。

確かに、不用額10億というのは非常に大きな数字だと思っております。

この予算を組むときですけれども、企業立地促進補助につきましては協定を——投資額3億円、雇用は10人以上、そういう場合、協定を結んでその計画を出してもらいます。そのうち、翌年度に投資額あるいは雇用数を、

それぞれの協定を結びました企業さんにお尋ねしまして、年度内にその投資に見合う機械の購入あるいは設備の購入があるかどうか、あるいは雇用があるかどうかをお聞きしまして、その上で予算に計上しておるといような状況でございます。

ただ、特にその額が大きいのは、半導体系の企業はやはり設備投資額が5億、10億というのが当たり前でございまして、その中でお客さんが少し購入を延ばしたとか、そういった——特に半導体は波が激しゅうございまして、計画どおりにいかない場面がございまして、そういった場合に翌年度以降に投資あるいは雇用を先延ばしされるという事例がございまして、そういったものが、このような10億という形になっております。

○重村栄委員 そういうことであれば——では、その助成金なり何なりは、次の年に発生するということもあり得るんですか。

○渡辺企業立地課長 新設でありますと、協定を結んで5年、増設でありますと協定を結んで3年ということで、その期間内に投資あるいは雇用が確定しなければ、補助金の支出はないということになります。

○重村栄委員 ということは、次年度に発生する可能性が出てくると。これでいくと、24年度にはひょっとしたら発生しているかもしれませんね。

○渡辺企業立地課長 今おっしゃったように、23年のうち2件、1度あったんですけども、そのうち1件は既に24年度に工事が完了いたしております。

○井手順雄委員長 よろしいですか。

○重村栄委員 はい、いいです。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○早田順一委員 関連して、企業立地課に。

企業誘致の実績ですけれども、年々、ちょっと数がどれくらい上下しているかわかりませんが、実績として23年度は何件くらい企業誘致あったんでしょうか。

○渡辺企業立地課長 企業誘致については、蒲島県政1期目で、20年から23年までで、100件の目標に対して91件でございました。うち、23年度は34件、それから24年度につきましては、9月末現在で15件でございます。

○早田順一委員 では反対に、例えば業績が厳しくなって、企業誘致を出ていった企業というのはあるんでしょうか。

○渡辺企業立地課長 最近の撤退の例でいきますと、平成21年ですか、八代市のパナソニックセミコンダクターディスクリートデバイス熊本工場ということで、平成21年に、480名の雇用がございましたけれども、撤退をされた例が近年で、ございます。

○高野洋介委員 関連でいいですか。企業立地なんですけれども、直接的には関係ないんですけれども、頭打ちになっている部分があるんですよね。23年度が34件、今年度は15件という形なんですけれども、こういう10億の不用額を出すよりも、やっぱり新たな企業誘致のあり方というのも考えていかないと私はいけないと思うんですよね。だから、今までのように——よその県でやっているマネージャーみたいなものですよ、それから一歩踏み込んで、例えば電気代も補助するとか、上下水道を補助するとか、市町村と連携しながらやっていくような方向をとっていかないと、こういう10億とかそういう不用額も出て

くると思いますので、企業的に魅力が感じられるような融資のあり方ということも今後考えていかないと、この数字は減らないと思いますので、ぜひともそういった面を含めて、部局で連携をとりながらやっていただきたいと思います。

以上です。要望でいいです。

○東充美委員 4ページの、商工政策課にちょっとお尋ねなんですけれども、大阪事務所と福岡事務所の件ですけれども、職員は7名と——福岡は書いてありませんし、あれですけれども——この管理運営費が1,686万と1,697万と、大体似通ったあれなんですけれども、これ、事務所の大きさとかあれはどのくらい違うんですか。

○木村商工政策課長 福岡が、職員は——正職員と言いますか県職員は3名で、そこに市町村からのいわゆる派遣で5名の8名体制でございます。

大阪は、正職員が7名の、市町村からは3名、それにプラス嘱託を入れて12名ということです。そういう形での規模の違いがございます。

○東充美委員 事務所の大きさは。

○木村商工政策課長 平米までは——大変恐縮ですが、私は7月に商工政策課長になって、うちの課の所管の両事務所なんですけど、まだ事務所に行けておりません。すみません、ざっくりとした平米数がぱっと出てきません。申しわけありません。また、調べてお答えいたします。

○東充美委員 これだけ金額的に似ているものですから——管理運営費だから、運営費という形にすると、これだけ似通った形ですから、そんな差はないのかなと思うんですけれど

ども、まあ物価の上下はあると思うけれども——別にこれ、大阪事務所だけ管理運営費の中から活動費という形で出してあって、福岡は出してないんですけれども、この辺は、関連はいいんですか。

○木村商工政策課長 そこは書き方の、表記が、確かに表記が両方でちょっと合っていないということです。管理運営費のいわゆる活動費も、福岡事務所は込みの額でございます。

○東充美委員 できれば、どちらかに統一されたほうが——何となく、活動費という変な形にとりますよね、意味的に。だから、活動費という形でやるのか込みでやるのかという形のどちらかにやっていかないと、何か大阪事務所は変な形でやっているような活動費という形に見えますので、その辺はこれから先どうされるのか。

○木村商工政策課長 まことに申しわけありません。過去の流れで、ちょっと同じような資料のつくり方をしております。予算の立て方というか、その活動費という表現も含めて精査させていただきます。

○東充美委員 なるだけ、わかりやすいというか、私たちにわかりやすいようにお願いします。以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○重村栄委員 エネルギー政策課の山下課長に聞きますけれども、41ページのところに、不用額を生じた理由で、補助事業の予定件数に申請件数が達しなかったための執行残というのがあるんですが、この補助事業の適格要件というか、ハードルの高さでこれは変わってくるのかなという気がするんですが、そう

いう状況なんですかどうですか。例えば、こういう幾つかの条件があって、満たせば補助事業として補助しますよと、多分そういうのが何かあると思うんですけれども、その辺が厳しかったからなのかどうなのか。そういうのには関係なく、見込みが違ったというだけなのか、その辺はどうなんですか。

○山下エネルギー政策課長 ハードルの高さが原因でなくて、要するに、先ほど企業立地課の関係でいろいろ質問がございましたけれども、ちょっと執行の、いわゆる予測が甘かったということだと思います。

22年度が、この件については6,068件の実績があったものですから、23年度に当初4,000件予算化して、11月の補正で1,700件ほどいわゆる上増しをしました。結構、太陽光の住宅用ソーラーについては人気があったものですから、前年並みとはいかなくても、前年並みぐらいの予算を確保しようということで見込んだんですけれども、実質はそれほど伸びなかったということが原因でございます。ですから、もっと見込みを厳しくしなければならぬというふうに考えております。

○重村栄委員 適格の要件が云々じゃないんですね。あくまでも、見込んだ数字がそこまでいかなかったというだけの話ですね。はい、わかりました。

○佐藤雅司委員 6ページ、商工振興金融課のほうに、ちょっとお尋ねいたします。

先ほど、商工会に対する補助がですね、補助対象職員が少なかったと。毎年こういうふうに変化をするんでしょうか、どうでしょうか。

○伊藤商工振興金融課長 200名を超える職員が補助対象職員としておりまして、その中で、例えば病気になって長期の休暇をとられ

るとか、いわゆる私傷病休暇といいますか、そういう休暇をとられた場合には休職扱いになりますので、給料分がいわゆる不用になると、そういう形の職員が今回、23年度も何人かおられまして、その分の不用額ということでございます。

○佐藤雅司委員 むしろ、商工会とかそういった団体のほうから、要望が強いんですね、減らさないでくれと。予算を減らさないでくれ、いわゆる職員の確保をしてくれと、こういう要望があつている中で、何だろかなという素朴な疑問といいますか、そんなことがあるものですか、むしろ——そして、病気休暇ということであれば、そこそこの減額ということになるでしょうけれども、次の人をとといいますか、足りないから補助してくれという話がいつも来ているわけですが、減額と予算の実態と合わないな、そういう感じがしたものですから。そこ、何かありますか。

○伊藤商工振興金融課長 代替ということで、例えばですけれども、経営指導員の方のかわりという形で指導員をそのまま雇えば給料的にそんなに差はないんですね、やはり指導員資格を持たれている方がすぐ手当てできるということが余りありませんで、例えば補助員の方を便宜的に雇われるということになると少し給料的な差もございまして、また、休んでからすぐ代替の職員が採用できるということでもございまして、少しタイムラグもあるというようなこともありまして、やはり人件費のほうの不用額がどうしても出てしまうというような状況でございます。かつ、今御指摘のように、商工会等におきましてもできるだけ人的な配置というのを非常に適切にやられておりまして、できるだけそういう意味では補助的に採用していくといいますか、積極的に対応するような姿勢を

持って対応はされていますけれども、やはりタイムラグがあるということでございます。

○佐藤雅司委員 すみません。これは最初に聞くべきだったんですが、何名分といいますか、2,600万円でしょう。そのうちの幾らぐらいですか、商工会の人件費の補助の。休職だったら、数10万とか100万前後の話かなと思うけれども。

○伊藤商工振興金融課長 実質、休職という形にされているのは、たしか2名が完全に休職の形になっていたかと思えます。その方の分が対象にならないという形になりまして、それが、今金銭的に出てきている数字…

○佐藤雅司委員 わかりました、いいです。

もう1点ですね。こちらは産業人材育成課の附属資料の7ページですね。ここに、23年の未収金対策ということで、自動車運転科の訓練生1名、受講資格がなかったから、後で判明したから、いわゆる返還請求をしたということですが、一般的に考えれば、資格がないことのチェックを、資格のチェックをどうやってやったのかなという、後になって銭を戻せという何かおかしい感じがするんですけども、いかがですか。

○古森産業人材育成課長 おっしゃるとおりの疑問だと思います。実は、このケースにつきましては、この委託訓練につきましては、ハローワークがまず窓口となっております。ハローワークでチェックをしたときには、雇用保険を受給していない、対象者ではないということでハローワークの受講指示をいただきまして、訓練校のほうで訓練を実施するという形になっております。

しかし、訓練を終了した後で、元の事業主の方がさかのぼって雇用保険適用事業所の設

置届け出を出しました関係で、さかのぼって雇用保険の適用者、対象者になったということで、それで受講資格がないということで、このような問題が生じたものです。

ですから現在、返済につきましてもハローワークのほうにおきましても、やはりそのあたりを重々認識されていまして、訓練校と一緒に返還について対応していただいております。以上です。

○佐藤雅司委員 ならば、ハローワーク、労働省の所管のところが悪かったということですか。チェックが甘かったということですか。

○古森産業人材育成課長 悪かったとはちょっと言えないんですが、ただ、さかのぼって事業主さんのほうが雇用保険の事業所の届け出を出されましたもので、受け付けた時点では、ハローワークのほうでも、受給資格がないという認定には間違いはございませんでした。

○井手順雄委員長 さかのぼって払えるわけ、そういうやつは。

○古森産業人材育成課長 さかのぼってそういう届けを出せる関係で、こういうことが生じました。

○井手順雄委員長 それは事業主が悪かったいね、一番。そぎゃんなっじゃなかですか。だけん、事業主に返還命令をせないかぬですたい。

○古森産業人材育成課長 設置届けを出したということについては、さかのぼってなんですけど、事業主さんは、この離職者訓練、委託訓練につきましては当事者になっておりませんので、申しわけありませんが、返還につきまし

ては本人に出しているという形です。

○佐藤雅司委員 よくわからぬけれども、もうよかです。

○西岡勝成委員 2点ほど、国際課にお伺いしたいんですが。私、ASEAN博覧会にも出たことがあります。県内の企業が中国進出で、華々しく進出の調印式を——あのころは5～6社だったと思うんですけども、中国に進出する調印式をみんなの前で華々しくやったことが記憶にあるんですが、そういう企業が現在、こういう国際情勢の中でそのまま根づいているのか、今、熊本県下から何件ぐらい中国に向けて進出しているのか、その辺をちょっと。

○山内国際課長 今、西岡委員おっしゃいました調印式をした企業の件につきましては、たしか一昨年、知事が広西壮族自治区のASEAN博に出席をされた際に、現地で地元の企業と県内の企業の間で調印をされた分のことだと思いますが、その件につきましては、先方、地元の企業のほうのそういったいわゆる受け入れ、熊本側の企業の商品を受け入れるに当たっての条件がその後変更になりました——最初、商品だけ出してくれば買い取って販売をして、そして利潤が出れば送金をするよということだったんですが、いろいろ販売促進のための費用を出してほしいとか、現地販売員も出してほしいとか、買い取りではなくて委託販売とか、そういった条件の変更等があったということで、結局あのおとき調印された企業については、事業化ができなかったというふうには聞いております。

ただ、そのときの調印をした企業とはまた別の企業ですけども、その後——ことしは諸事情でASEAN博の出展は見送りをいたしましたけれども、おみそ・しょうゆの会社さんですか日用雑貨をつくっていらっしや

る地場の企業の方ですとか、現地のほうに今かなり売り込みをしていらっしやって、県も応援をしておりますが、少しずつ地元との取り引きも始まりつつあるといった状況です、広西につきましては。

○西岡勝成委員 中国市場というのは大きいし魅力もあるんですけども——ただ、商道德というか商習慣が全く違う、先ほど話がありますように違うので、深入りしてからやけどするとやっぱり大きな損害に、中小企業あたりは足腰立たないようにやられる可能性もあるので、質問でも言いましたけれども、やっぱり情報をきちっと把握しながらやらないと、ただ、ぱっと戦略、戦略的に、アジア戦略ということでやっていくと、やっぱり大きな間違いをする可能性もあるので、ぜひ慎重にやってください。魅力はあると思いますけれども、しかし危ない部分もある。危機管理をやっぱり大事にしながらやっていく必要があると思います。

もう1つ、労働雇用課長。ここ数年、景気対策でかなりの雇用対策を打ってきましたよね。これはもう、全国打ってきました。その中で実際、雇用が継続してなされているのか。企業側からすれば助成金というのかな、そういうのを活用して逃げている部分もありはせんかと思うんですけども、定着率なんというのはわかるんですか。

○大谷労働雇用課長 基金事業については、いわゆる一時的な雇用を創出する緊急基金と、いわゆる正社員を雇える職場をつくるためのふるさと雇用再生特別基金事業とがございます。

ふるさと雇用再生特別基金については、21、22、3年間やっておりまして、そのうちの雇われた方、多い人は3年間雇われておりますけれども、大体6割近い方がいわゆる社員として働いていただいて、現在も働いていた

だいています。

○西岡勝成委員 その定着率というのは、他県との比較とか、そういうのもあるんでしょうか。

○大谷労働雇用課長 各県で今取りまとめ中なので、おいおいそういう数値が多分、厚生労働省のほうでまとめてくるんじゃないかというふうに思っております。

○西岡勝成委員 一番いいのは、この機会に定着してもらうことが一番安定的な雇用につながるの、企業の食い逃げにならぬように、ぜひその辺は頑張ってもらいたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。
(発言する者なし)

○井手順雄委員長 ほかに質問はありませんので、これで商工観光労働部の審査を終了いたします。

次回の第4回委員会は、10月19日金曜日午前10時に開会し、土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長